

平成26年第1回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成26年3月4日(火曜日)

議事日程 第1号

平成26年3月4日(火曜日) 午前9時開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第 5 | 報告第 1号 みなかみ町月夜野総合体育館大規模耐震改修工事請負変更契約の専決処分報告について |
| 日程第 6 | 議案第 1号 字の区域の変更について |
| 日程第 7 | 議案第 2号 町道路線の廃止について
議案第 3号 町道路線の認定について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第10 | 議案第 6号 みなかみ町地域の元気臨時交付金基金条例について |
| 日程第11 | 議案第 7号 みなかみ町子ども・子育て会議設置条例について |
| 日程第12 | 議案第 8号 みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第 9号 みなかみ町地域ブランド産品販売促進資金貸付条例について
議案第10号 みなかみ町地域ブランド産品販売促進資金貸付基金条例について |
| 日程第14 | 議案第11号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第12号 みなかみ町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第13号 平成25年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)について
議案第14号 平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第15号 平成25年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第16号 平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
議案第17号 平成25年度みなかみ町下水道事業会計補正予算(第4号)について |
| 日程第17 | 議案第18号 平成26年度みなかみ町一般会計予算について
議案第19号 平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
議案第20号 平成26年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について |

議案第21号 平成26年度みなかみ町介護保険特別会計予算について

議案第22号 平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について

議案第23号 平成26年度みなかみ町水道事業会計予算について

日程第18 一般質問

- ◇ 阿部賢一 君 . . . 1. 駆除獣の最終処分場についての考え方
2. 第3子以降の保育料等の無料化
 - ◇ 林 一彦 君 . . . 1. 豪雪対策
2. 町内ホテル・旅館・食堂・商店などへのAED設置対策
 - ◇ 林 誠行 君 . . . 1. 防災無線について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	小林洋君	2番	内海敏久君
3番	林誠行君	4番	中島信義君
5番	阿部賢一君	6番	林一彦君
7番	山田庄一君	8番	河合生博君
9番	林喜美雄君	10番	原澤良輝君
11番	島崎栄一君	12番	高橋市郎君
13番	久保秀雄君	14番	小野章一君
15番	中村正君	16番	河合幸雄君
17番	鈴木勲君	18番	森下直君

欠席議員 なし

会議録署名議員

2番	内海敏久君	13番	久保秀雄君
----	-------	-----	-------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 高橋正次 書記 本間泉

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	牧野堯彦君	総務課長	篠田朗君
総合政策課長	増田伸之君	税務課長	中島直之君
会計課長	永井泰一君	町民福祉課長	青柳健市君
子育て健康課長	上田宜実君	環境課長代理	高橋英俊君
上下水道課長	杉木清一君	農政課長	原澤志利君
観光課長	真庭敏君	まちづくり交流課長	宮崎育雄君
地域整備課長	石田洋一君	教育課長	岡田宏一君
水上支所長	内田保君	新治支所長	中村文男君

開 会

午前9時01分 開会

議 長（森下 直君） おはようございます。

本日は、議員各位におかれましては、豪雪という非常に苦労があった中、ようやく春にだんだん近づいた陽気になってきておりますが、そういう中、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成26年第1回3月みなかみ町議会定例会を開催いたします。

町長挨拶

議 長（森下 直君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 平成26年3月議会定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、本年第1回目となります議会招集のご案内を差し上げましたところ、早速ご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

この冬は雪が少ないと感じておりましたが、先日の2月14日から15日の週末の大雪は関東甲信地方で記録的な豪雪となり、山梨県を初め各地で甚大な被害をもたらしました。本町においては、藤原地区で71センチ、猿ヶ京地区で75センチ、月夜野小川地区で72センチという、ふだんと違い、町内全体に同量の降雪があり、新治、月夜野地区では除雪がおくれ、車両の立ち往生など多数発生し、また、パイプハウス等農業施設の倒壊など大きな被害が生じているところであります。

町におけるこの豪雪に対する対応でございますが、15日の未明、国道三国峠、県道水上片品線の雪崩による通行どめの報を受け、徒歩で出勤できる職員を招集し、雪害警戒本部を6時10分に設置したところであります。除雪の委託業者や役場の除雪直営班は、積雪量がふだんより多く、除雪車にたどり着くまでに時間を要しましたが、おおよそ1時間おくれ程度で除雪作業に入れたようであります。警戒本部では雪崩や倒木など交通障害等の情報収集や、県や警察、消防など関係機関との情報交換、また、各区長さんや町民の皆さんからも行政の総合的な窓口として対応してまいりました。例えば、早急に薬をとりに行く必要のある人や透析患者で翌日病院へ行かなければならない人などは、個別事例に則して、除雪作業等直接職員が対応したところであります。

関越高速道路が通行どめになり、月夜野インターに入ってしまう動けなくなった人には飲食物の提供、また、国道291号で立ち往生したトラックの運転手10名には、小川区の協力を得て、小川集会所を避難所として設けていただき、町からは飲食物の提供をい

たしました。奈女沢温泉では、従業員の安否確認のため山岳警備隊の出動要請や、孤立化が心配されたため除雪車を投入し、孤立化を回避したところであります。

交通障害の大きな要因としては、上信越道、三国峠、碓氷峠が通行どめになり、唯一関越トンネルが新潟県への通行ルートとなったため、水上インターを目指し、多くの大型トラックが国道291号に入り、1車線しかないところで動けなくなり、交通麻痺を起こしてしまったことがあります。県の管理する道路並びに県道水上片品線は県道ではありませんが、町の除雪車が救出に向かい、早期の通行確保に努めたところであります。

また、地区によっては除雪車の入るのが遅くなり、区長並びに区民から多くの問い合わせや苦情がありました。このような際の防雪の対策として、広いみなかみ町にこれ全てを解決する除雪機をそろえていくわけにはいかないと思いますが、委託業者においても、近年除雪車を持つことが厳しいという状況があります。これらに対する支援あるいは今後の課題として、地元の個人の所有する除雪機を利用させていただく新たな手段の構築を含め、適切な方法を今後検討していく必要があると考えておるところでございます。

一般の雪害対策では、孤立集落の回避や道路の通行確保に取り組んできたわけですが、農業関係の損害としてパイプハウスの損傷等が激しく、町内において300を超えるハウスが被災しております。イチゴや花卉農家など収穫期を控えていた農家は、大きな損害を被ってしまいました。

農家の施設再建に向けて、町でも最善の支援策を考えていく必要があります。国・県でも支援策を検討しておりますが、まず第1に、利根沼田広域圏では、各首長の連名で農作物被害、除雪に関する支援対策について、早い時期に群馬県知事、農政部長、県土整備部長宛てに要望書を提出したところであります。

町としてもこの農作物被害の支援について早急に対処しなければならないと思っております。議員の皆さんのお知恵を拝借しながら支援策を検討し、本議会中に追加提案を含む対策を考えておるところでありましたが、昨日の段階で、国としての支援が拡充する方向で議論がなされております。当面早急な情報収集とそれに対応する準備に万全を期したいと考えているところでございます。

さて、来日観光客の大幅に伸びているタイ王国の国際旅行博への出展を含むタイ国への出張でございましたが、雪害警戒本部設置中であつたために慎重に検討いたしました。集落単位での雪による孤立の解決が見通されたこと、幹線道路で閉じ込められていた車両の移動ができたこと、そして加えまして、南タイのトラン県知事から正式の招聘も含まれていたこともあったことから、副町長並びに総務課長に後事を託し、17日に出国いたしました。

初日は、在タイ日本国大使館経済担当公使やJ A I C Aバンコク事務所長と会談しましたが、我が町の中学生の研修の効果を高く評価していただき、今後もさらなる協力を快く引き受けていただきました。2日目と3日目は、南タイのトラン県を訪問し、知事じきじきに2日にわたりトラン県内の各地をご案内いただくとともに、交流覚え書きに署名させていただきました。潜在的な観光資源の多い地域で、先方もみなかみ町の協力を強く期待しておりました。

そしてまた、みなかみ町観光協会と共同で出展した20日からの国際観光博覧会ですが、タイ国内の政情不安が伝えられる中ではありましたが、前回は大幅に上回る多くの方が我が町の観光の特色を伝える情報提供に興味を示していただき、効果を上げることができました。これらの点については、改めて報告会を開催するよう準備を進めているところであります。

さて、今定例会に提案いたします案件でございますが、報告1件、条例の制定や改正などが9件、一般会計並びに特別会計等の補正予算が5件、そして、平成26年度当初予算が6件、その他3件であります。

ご審議いただくことが多々ございますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

開 議

議 長（森下 直君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（森下 直君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

2番 内 海 敏 久 君

13番 久 保 秀 雄 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（森下 直君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日3月4日より、3月14日までの11日間としたい考え方であります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月14日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（森下 直君） 日程第3、議長諸報告を行います。

1 2月定例会以降の主な行事につきまして報告を申し上げます。

1 2月は各スキー場の安全祈願祭に関係する、特に参加をし、シーズン中の安全と多くの入客を祈願する行事に出席しました。

年が明けて、恒例の県議会新年賀詞交歓会が県庁で行われ、また同日、上毛新聞社主催の新年交歓会がマーキュリーホテルで開催され、国会議員を初め多くの関係者1,000人程度の出席で盛会でした。また、みなかみ町新年賀詞交歓会や各種団体等による新年会や諸行事に参加してきました。

次に、郡議長会並びに広域圏議会関係についてご報告申し上げます。

2月14日、利根沼田文化会館において利根郡議長会並びに広域圏議会が行われました。まず最初に、郡議長会では、県議長会定期総会が2月20日開催予定が大雪のため3月26日に延期となり、群馬県平成26年度当初一般会計予算6,815億8,700万円の内示報告がありました。広域議会については、条例の一部改正等と平成25年度一般会計補正予算についての報告がありました。

次に、議員派遣について申し上げます。

昨年12月12日から14日までの3日間、みなかみ町台南市友好都市協定調印式及び観光物産PRサミットのため、議員6名、町長、当局3名、事務局1名、公社1名、観光協会2名で参加し、さらなる相互交流の発展、協力を期待して報告いたします。

次に、タイ、バンコク市国際旅行博に誘致を進める目的で、中村正議員の派遣をいたしました。

なお、2月14日、郡議長会に県議長会理事で決定された資料が提示され、2月20日大雪のため延期となった3月26日に、県議長会定期総会で町村議会10年以上在籍者として高橋市郎議員が受賞することが決定しております。大変おめでとうございます。

また、県町村議長会の幹事1名が欠員となっているため、1月10日の理事会において森下が補欠選任され、総会で幹事に承認される予定であります。

以上で、議長諸報告を終わります。

日程第4 請願・陳情文書表

議長（森下 直君） 日程第4、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

議 長（森下 直君） 以上、文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、よろしく
お願いいたします。

日程第5 報告第1号 みなかみ町月夜野総合体育館大規模耐震改修工事請負変更契約の専決処
分報告について

議 長（森下 直君） 日程第5、報告第1号、みなかみ町月夜野総合体育館大規模耐震改修工事
請負変更契約の専決処分報告について議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 報告第1号についてご説明申し上げます。

平成25年9月議会での議決を得まして契約したみなかみ町月夜野総合体育館大規模
耐震改修工事ではありますが、工事施工の過程において、玄関ひさし内部の軽量鉄骨の腐食
のため等の建築改修工事費の増嵩が必要となったため、788万760円を増額し、請負
金額3億2,288万760円とし、契約変更するものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年1月22日付で専決処分いた
しました。

以上、ご報告申し上げます。

議 長（森下 直君） 以上で、報告第1号月夜野総合体育館大規模耐震改修工事請負変更契約の
専決処分報告を終わります。

日程第6 議案第1号 字の区域の変更について

議 長（森下 直君） 日程第6、議案第1号、字の区域の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

平成21年度に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の採択を受け、整備を進
めてまいりました町営真沢土地改良事業の圃場整備の工事の完了に伴い、区画形状が改め
られましたことから、字の区域の変更が必要となりました。地方自治法第260条第1項
の規定により、字の区域を変更しようとするものであります。

なお、本年1月30日に権利者会議を開催し、出席者全員の同意により換地計画の決
定がなされており、また、関係区長の承諾もいただいておりますことをご報告いたします。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第1号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第1号の討論を終結いたします。

議案第1号、字の区域の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 町道路線の廃止について

議案第3号 町道路線の認定について

議長（森下 直君） 日程第7、議案第2号、町道路線の廃止について及び議案第3号、町道路線の認定について関連がありますので、一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第2号、第3号について一括して提案理由を申し上げます。

この2議案とも、主に月夜野地区における都市計画道路の整備に伴う町道の廃止と認定でございます。

まず、議案第2号でございますが、町道8路線、合計延長660.6メートルを廃止するものであります。

次に、議案第3号は町道6路線、合計延長744.0メートルを認定するものであります。

認定の詳細については参考資料を添付させていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第2号について質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 町道認定をするTの3638号、町道3639号なんですけれども、現在の道路と接続をしていないように思える批判出てきたんですけれども、説明できなかったんですけれども、幅と長さをお願いします。

議長（森下直君） 地域整備課長。

（地域整備課長 石田洋一君登壇）

地域整備課長（石田洋一君） お答えいたします。

Tの3638の道路延長と長さでございますが、図面上はちょっとつながっていないような表示になっているんですが、こちらについては実際Tの3638は 側の町道につながっております。延長66.57でございます、幅員は4メートルでございます。

次のTの3639でございますが、延長が53.29でございます。幅員が3メートルでございます。

以上です。

議長（森下直君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第2号の質疑を終結いたします。

次に、議案第3号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第3号の質疑を終結いたします。

議長（森下直君） これより議案第2号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第2号の討論を終結いたします。

議案第2号、町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

議長（森下直君） これより議案第3号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下直君） ありませんので、これにて議案第3号の討論を終結いたします。

議案第3号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について

議長(森下 直君) 日程第8、議案第4号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第4号についてご説明申し上げます。

今回の機構改革は、環境行政の連携を強化させ、円滑な推進を図り、行政組織のスリム化を目的とするものであります。課の設置と廃止のため、条例の一部改正をお願いするものであります。

内容といたしましては、環境課と上下水道課を廃止し、生活水道課を設置するとともに、総務課に環境政策室を、観光課に自然観光グループを配置し、執行体制の充実を図ります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第4号について質疑ありませんか。

11番島崎栄一君。

11番(島崎栄一君) 環境課なんですけれども、アメニティ、そのところは結構事業規模も大きい4億、5億だと思います。放射能関連の問題もまだいろいろ引きずってしまっていて、課としてきちんとあったほうがいいんじゃないかと思ったんですけれども、あと上下水道課も本当に町にとって重要なところですから、今それぞれ上下水道課、環境課であるのは妥当なものだと思うんですけれども、それをなぜ変えるのですか。

議長(森下 直君) 町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 先ほど前段で申し上げましたように、環境行政の連携を強化させるというのがポイントでございます。今ご指摘の各点について、順次ご説明いたします。

まず、環境課については従前ご存じのとおり、今ご指摘のありましたアメニティ等々一緒にやっておったものを分離させたところが、上下水道並びにアメニティと同じ課でやっていたものを環境課として分離した経緯がございます。環境課の設置についてはこの間、まず1点、谷川岳エコツーリズムの推進、あるいは一ノ倉沢の環境に対する教育の強化と

いったような点と、もう一つさらに、想定外ではございましたけれども、空中放射線量、このことによって重点調査地区にも指定されました。その解除に向けて、全国で一番早くみなかみ町が重点調査地区から外れたということについても、環境課が環境省と綿密に連携できたということが大きな効果だったというふうに思っております。その点についてのご指摘も今ございました。

これについては、まず第1点、環境と観光に係るものについては相当安定した状況になり、観光課の行政の一部として組み込むことができつつあると判断したところでございますし、今後の放射線に係る国との調整等々については、まだ想定されることがございます。これらを総合的に連携を強化させやっていくために、総務課の中に環境政策室という形で連携を強化させることが必要と考えているところでございます。

なお、アメニティのご指摘がございました。これについては、課をスリム化するという観点から、昔持っておりました上下水道と同じ課で所管するというので、生活水道課という形にさせていただくというものでございます。

ご指摘の点、そのとおりだと思います。その点を連携を強化しながら、それぞれの分野との連携並びに町全体としての環境行政の総務課における総合化という点で、全くご指摘の認識と今回の組織改正の認識は同等だというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第4号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（森下 直君） お諮りいたします。

議案第4号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第5号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例について

議長（森下 直君） 日程第9、議案第5号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第5号についてご説明申し上げます。

平成24年8月に成立した社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等におきまして、地方消費税率を含む消費税率が平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%とそれぞれ引き上げられることが規定されております。同法附則第18条等の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案し、平成25年10月1日において消費税率を平成26年4月1日に5%から8%に引き上げることが閣議決定されたことは、議員各位ご承知のとおりでございます。

これにより、消費税の適正な転嫁を基本とした公共料金等の改定の取り組みについて、国及び県より通知されております。これらのことから、条文中に消費税分が100分の105と規定されているものについて、消費税分を100分の108とする必要があり、該当する農業集落排水処理施設条例、猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例、下水道条例、水道事業給水条例及び久保汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の5条例について改定しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第5号について質疑ありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 消費税関係なんですけれども、水道のほかに体育館だとかそういう町の施設で消費税にかかわるものがあると思うんですけれども、これは従来の消費税を徴収しておきながら、納税をしなくても がとられているのかというふうに思っているんですが、その辺はどうなんですか。

議 長(森下 直君) 町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) その点についてはご指摘のとおりでございます。そしてなお、各種手数料あるいは施設使用料、これらについては当然のことながら、今申し上げた趣旨の転嫁というものは必要になってまいりますけれども、これらについては、施設ごとの整合性の問題、あるいは地域における従前からの同等施設の使用料の差、これらについて1年ほどかけて検討したいということで、現在検討を始めたところでございます。これらについては後ほど施設使用料の変更という形で、いずれかの議会で審議をお願いするという状況になろうかと思っております。

議 長(森下 直君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第5号の質疑を終結いたします。

これより議案第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 議案5号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例についての反対討論を行います。

共産党は消費税そのものには反対しております。したがって、今回の値上げについても反対しております。消費税については、低所得者のほうが負担が大きいというふうなことから、下請業者については消費税が引き上げられた分の税額を製品に転嫁することが非常に難しいというふうなことから、それから病院などでは患者さんから消費税分を徴収することはできないのに、納めるのは納めなくてはならないというふうな矛盾は抱えられております。

消費税を4月に増税することによって景気が落ち込むのではないかというふうな形で、国は景気対策として5兆円を新たに借金などによって投入をすることにしました。景気対策の一番の対策として効果があるのは消費税を増税しないことだというふうに考えますので、この消費税の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例に反対いたします。

議長(森下直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下直君) ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。

議案第5号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森下直君) 起立多数であります。

よって、議案第5号、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例については、可決されました。

日程第10 議案第6号 みなかみ町地域の元気臨時交付金基金条例について

議長(森下直君) 日程第10、議案第6号、みなかみ町地域の元気臨時交付金基金条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸良昌君登壇)

町長(岸良昌君) 議案第6号についてご説明申し上げます。

平成25年度に交付された地域の元気臨時交付金の一部を積み立て、平成26年度において同交付金実施計画に基づく地方単独事業の財源に充てるため、みなかみ町地域の元気臨時交付金基金条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第6号についての質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（森下 直君） お諮りいたします。

議案第6号、みなかみ町地域の元気臨時交付金基金条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、みなかみ町地域の元気臨時交付金基金条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第11 議案第7号 みなかみ町子ども・子育て会議設置条例について

議長（森下 直君） 日程第11、議案第7号、みなかみ町子ども・子育て会議設置条例についてを議題といたします。

町長より提案の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第7号についてご説明申し上げます。

平成25年4月に施行されました子ども・子育て支援新制度では、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業計画の策定が市町村に義務づけられております。その計画策定においては、子育て当事者、教育・保育などの子育て支援に携わる方々の意見やニーズを反映することや、計画の実施状況等について継続的に調査審議する子ども・子育て会議を設置することが求められております。このため、事業計画の内容を協議するほか、子育てをめぐる諸問題についてその対策を検討していただく会議として、子ども・子育て支援法第77条1項の規定に基づき、みなかみ町子ども・子育て会議設置条例を定めようとするものであります。

なお、子ども・子育て会議の委員報酬として月額8,600円を定めるため、みなかみ町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁済に関する条例の改正を附則に加えているところであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第7号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（森下 直君） お諮りいたします。

議案第7号、みなかみ町子ども・子育て会議設置条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、みなかみ町子ども・子育て会議設置条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第12 議案第8号 みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議長（森下 直君） 日程第12、議案第8号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第8号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の中に、みなかみ町発足以前に水上月夜野新治衛生施設組合が直営で行っておりましたし尿くみ取り手数料の規定がされておりますが、現在、直営のくみ取り収集は行っていないため、一般廃棄物に関する手数料の別表第3に規定されているし尿処理手数料、これを削除しようとする改正であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第8号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。

これより議案第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。

議案第8号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 みなかみ町地域ブランド産品販売促進資金貸付条例について

議案第10号 みなかみ町地域ブランド産品販売促進資金貸付基金条例について

議長（森下 直君） 日程第13、議案第9号、みなかみ町地域ブランド産品販売促進資金貸付条例についてから議案第10号、みなかみ町地域ブランド産品販売促進資金貸付基金条例についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第9号及び議案第10号について一括してご説明申し上げます。

まず、議案第9号のみなかみ町地域ブランド産品販売促進資金貸付条例は、公共的団体や町が出資、または出捐している法人が地域ブランド認証制度により認証されたブランド産品の販売促進や販路開拓を行う際、その仕入れにかかわる資金を手当てするために設置しようとするものであります。

この地域ブランド認証制度は、今年度から町と商工会が共同で進めておる町内で生産された農作物または地域の特徴的な素材を活用した加工品など、地域に根差したすぐれた逸品をみなかみ町ブランド品として認証するもので、地域のブランド品を全国に広く発信し販路を開拓することにより、地場産品高付加価値化の促進と町のイメージアップを図ることを目的としております。制度の運用に当たっては、地域のブランド品として認証するだけでなく、認証したブランド品について販売促進や新たな販路開拓等の支援を積極的に行うこととしております。

次に、議案第10号ですが、みなかみ町地域ブランド産品販売促進資金貸付基金条例は、地域ブランド産品販売促進資金貸し付けに要する財源に充てるために設置するものであります。

基金は1,000万円を定額運用基金として積み立て、貸付制度に基づき同額を上限として貸し付けを行い、当該年度末に一括して償還を受ける方法で運用するものであります。

以上、議案第9号、議案第10号についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第9号について質疑はありませんか。

15番中村正君。

15番（中村 正君） ただいまの説明の中で、1業者1,000万円を上限とするということの中で、次の議案とかぶりますけれども、基金のほうで1,000万円ということでありまして。ということは、1件だけを見込んでの上程なのかどうかお聞きします。

議長（森下 直君） まちづくり交流課長、答弁。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） お答えします。

今、中村議員のご質問は、1,000万円で1件のみかということだと思いますが、この条例にありますように、積み増しができるということになっております。将来的には、件数がふえてくれば、その金額はふやしていくことを検討するということになると思います。

それから、当面1件かということなんですけれども、今年度についてはブランドの認証する商品が1件ということになっております。ですから、この1件に対して来年度から1,000万円を限度に貸し付けを行うということを今考えております。

以上でございます。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

12番高橋市郎君。

12番（高橋市郎君） 今、町の中でのブランド品が1件ということで、非常に金額の大きい予算で、農家に手取金で渡るのが、非常に時間の経過が遅くなって農家に販売したお金が入るという、そういう状況の中からこの条例をつくるということは理解できます。そんな中で、7条に申請内容を審査しというのがありますが、どういう方が審査をされるのかという点が1点、もう一点は、無担保無保証で貸し付けるのか、その場合における返済期限が来たときに、きちんと返済されないような状況が生じたときにはどういう処置をとられるのか、その辺について2点お聞かせください。

議長（森下 直君） まちづくり交流課長、答弁。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） お答えします。

まず審査なんですけれども、これと同じようなつなぎ資金を貸し付けるということで、まちづくり活動団体に対するつなぎ資金の貸し付け制度がございます。それと同様に、担当課のほうで審査をしてみたいというふうに考えております。

それから、貸し付けの際のいわゆる保証の関係なんですけれども、これもつなぎ資金と同じように、保証人をつけていただいております。ですから、貸し付けをする際に保証人をつけるというようなことで対応してみたいというふうに思っております。

あと、つけ加えさせていただければ、貸し付けの対象とする団体は公共的団体あるい

は町が関与している団体というものに限らせていただいております。ですから、かなり信用のある団体に貸し付けをするということになるとと思いますので、その辺は返済が滞るといようなことはないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 2条なんですけれども、町内に事務所を置くという公共的団体と町が出資または出捐している団体というに限られちゃうと思うんですけれども、その点は。

議長（森下 直君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） お答えします。

今想定しておりますのは、公共的団体とすれば、商工会あるいはJA等を想定しております。それから、町が関与する法人、これについては農村後援公社あるいは株式会社夢未来、あるいは水の故郷等の第三セクターを想定してございます。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

次に、議案第10号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（森下 直君） お諮りいたします。

議案第9号、みなかみ町地域ブランド産品販売促進資金貸付条例についてから議案第10号、みなかみ町地域ブランド産品販売促進資金貸付基金条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号、みなかみ町地域ブランド産品販売促進資金貸付条例から議案第10号、みなかみ町地域ブランド産品販売促進資金貸付基金条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第14 議案第11号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（森下 直君） 日程第14、議案第11号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第11号についてご説明申し上げます。

みなかみ町小口資金融資促進条例に基づく制度融資の申請件数は、平成23年度15件、平成24年度15件、平成25年度は2月現在4件で、町内中小企業振興のため大変重要な制度となっております。この制度は群馬県と連携し、金融機関及び群馬県信用保証協会の協力を得て実施しているところであります。

群馬県では、小口資金にかかわる返済負担の軽減策として、平成15年度から借換制度を設け、加えて平成21年度からは借換条件の緩和を行っております。また、東日本大震災及び原発事故によりさらに経済状況が厳しくなったということから、平成23年度より融資期間延長の特例措置を設け、みなかみ町も連携して運用しているところであります。

このたび、群馬県から平成26年度も引き続きこれらの措置を継続する旨の通知がありましたので、みなかみ町でも群馬県と連携し、融資期間の延長の特例措置及び借りかえ条件の緩和措置を1年間延長するため条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第11号について質疑はありませんか。

13番久保秀雄君。

13番（久保秀雄君） 小口資金は各銀行の代表の方、また議会からも代表が入って審査委員会を設置をしてこれを運用してきていると、これが現状ではないかと思えます。この条例の改正を見ると、保証から補う補償、こういうふうな字の書きかえになるんだと思えます。今まででいくと、審査会を通して融資をする、そして返済をしていただく。そして返済が滞ったときは代位弁済、こういう形の中で町も負担をしているのが現状だと思います。件数も今年度は減ってきていると、こういうことでありますけれども、代位弁済の状況、それから件数と金額、それから代位弁済は前回支払えなくなったときには銀行の1割保証するんですよと、こういう形になっていたかと思えますけれども、前回の説明では銀行はゼロですよと、こんな答弁もいただいています。その辺のところをちょっとお聞かせ願えればと思います。

議長（森下 直君） まちづくり交流課長。

（まちづくり交流課長 宮崎育雄君登壇）

まちづくり交流課長（宮崎育雄君） ご質問にお答えします。

まず、代位弁済の補償額でございますが、合併後の数値になりますが、全部で18件ございます。代位弁済額、町の負担分ですが、1,325万4,674円という数字が出ております。

それから、弁済の保証でございますが、保証協会が6割、それから県が2割、町が2

割ということが原則でございます。ただ、ものによっては銀行と保証協会の間で、一部小額でございますが、銀行が負担する例もあるようでございますが、その辺については詳細を把握してございません。

以上でございます。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第11号の質疑を終結いたします。

これより議案第11号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたします。

議案第11号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。20分から再開いたします。

（10時01分 休憩）

（10時20分 再開）

議長（森下 直君） 再開をいたします。

日程第15 議案第12号 みなかみ町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

議長（森下 直君） 休憩前に続きまして、日程第15、議案第12号、みなかみ町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第12号についてご説明申し上げます。

平成25年6月14日に交付されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」におきまして社会教育法の一部が改正されたことに伴い、従来は国が定めていた社会教育委員の委嘱基準について条例で定め

る必要が生じました。文部省令で定める基準を参酌し、基準を定めるための改正でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第12号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（森下 直君） お諮りいたします。

議案第12号、みなかみ町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、みなかみ町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第16 議案第13号 平成25年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について

議案第14号 平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第15号 平成25年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第16号 平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第17号 平成25年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第4号）について

議長（森下 直君） 日程第16、議案第13号、平成25年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）についてから議案第17号、平成25年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第4号）についてまで、関連がありますので、以上5件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第13号から議案第17号まで一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第13号についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,165万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億8,254万7,000円とするものです。

歳出予算の主な内訳ですが、2款総務費では、1項総務管理費3億3,382万8,000円の増額は、地域の元気臨時交付金基金管理事業1,000万円、公共施設管理基金管理事業3億円、スポーツ健康まちづくり振興基金管理事業3,000万円が主なものであります。

3款民生費では、2項児童福祉費2,575万2,000円の減額は、児童手当費1,400万円及び月夜野地区こども園開設準備事業2,000万円が主なものであります。

4款衛生費では、1項保健衛生費1,073万円の減額は、予防費516万8,000円、成人保健費456万2,000円が主なものであります。

6款農林水産業費では、1項農業費375万6,000円の増額は、農業体質強化基盤整備促進事業790万円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業200万円が主なものです。

7款商工費では、1項商工費1,180万4,000円の増額は、地域ブランド産品販売促進基金貸付基金管理事業1,000万円が主なものです。

8款土木費では、2項道路橋梁費1,028万9,000円の増額は、道路維持管理事業です。

4項都市計画費1億803万2,000円の増額は、土地開発公社が保有する猿ヶ京公園用地購入費1億3,117万4,000円が主なものです。

10款教育費では、4項高等学校費3,500万円の減額は、利根沼田学校組合運営費負担事業で、交付税の確定に伴う減額分です。

6項社会教育費1,073万1,000円の増額は、後閑集会施設整備事業が主なものであります。

12款公債費、1項公債費7,500万円の減額は、借入予定額の減等に伴うものです。

財源となる歳出予算の主な内訳ですが、町税1億4,548万9,000円の増額は、町民税及び固定資産税が主なものです。

地方交付税3億1,408万5,000円の増額は、普通交付税の確定によるものであります。

国庫支出金1,878万6,000円の減額は、児童手当負担金や子育て支援交付金が主なものです。

財産収入1,549万4,000円の増額は、不動産売払収入及び土地建物貸付料であります。

寄附金1,241万2,000円の増額は、一般寄附金及びふるさと寄附金です。

繰入金1億76万6,000円の減額は、財政調整基金繰入金及び高畠牧場災害防止等整備基金繰入金が主なものであります。

町債7,830万円の減額は、過疎対策事業債であります。

また、平成25年度から26年度への明許繰越は第2号のとおりであります。関係機

関や地元との調整に不測の日数を要する事業等、年度内に事業が完了できないため、総額で8億6,671万8,000円の繰越明許をお願いするものであります。

以上が一般会計の補正概要であります。

次に、議案第14号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ812万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,788万1,000円とするものであります。

歳出については、1款総務費222万1,000円の増額は、70歳から74歳までの前期高齢者の窓口負担割合変更に伴う電算システム改修等委託料であります。

2款保険給付費540万円の増額は、退職被保険者にかかわる療養給付費であります。

8款保健事業費50万円の増額は、人間ドック検診費助成金です。

歳入については、3款療養給付費交付金540万円の増額は、退職被保険者等療養給付費の増に伴う増額であります。

9款繰越金272万1,000円の増額は、前年度余剰金の一部であります。

以上が国民健康保険特別会計の補正概要であります。

次に、議案第15号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,401万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億127万7,000円とするものです。

歳出につきましては、2款保険給付費2,000万円の増額、3款地方支援事業費641万1,000円の減額が主なものであります。

歳入につきましては、4款国庫支出金1,622万3,000円の減額、9款繰入金3,595万6,000円の増額が主なものであります。

以上が介護保険特別会計の補正概要であります。

次に、議案第16号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,910万円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億6,310万円とするものであります。

歳出の主なものは1款総務費、1項総務管理費24万1,000円は、下水道料金審議会委員報酬の減額、2款下水道事業費、1項公共下水道費1,417万4,000円の減額は、公共下水道建設事業費の減額及び維持管理費の修繕費、備品購入費の増額によるものであります。

また、3項流域下水道費1,478万5,000円の減額は、建設負担金及び維持管理負担金の精算に伴うものであります。

歳入の主なものは、2款使用料及び手数料900万円の減額は下水道使用料、また3款国庫支出金875万円、7款町債1,150万円の減額は、事業費の精算に伴うものであります。

また、平成25年度から26年度への繰越明許は第2表のとおりであります。関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内に事業が完了できないため、480万円の明許繰越をお願いするものであります。

以上が下水道事業特別会計の補正概要であります。

次に、議案第17号についてご説明申し上げます。

資本的収入476万円を増額し、総額7,322万円とするものです。

その主なものは、1款上水道事業資本的収入で、農業基盤整備促進事業に伴う支障水道管布設替工事負担金の増額であります。

2款簡易水道事業資本的収入も上水道事業資本的収入と同様であります。

資本的支出476万円を増額し、総額2億1,835万5,000円とするものです。その主なものは、1款上水道事業資本的支出の建設改良費です。下牧地内道路改良に伴う水道管布設工事費の増額であります。

2款簡易水道事業資本的支出は建設改良費で、師田地内農道改良に伴う水道管布設工事、新巻地内水道管布設箇所の道路復旧工事の増額であります。

以上が水道事業の補正の概要でございます。

議案第13号から議案第17号まで一括してご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しました。

お諮りいたします。

議案第13号から議案第17号の質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、平成25年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）についてから議案第17号、平成25年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定しました。

- 日程第17 議案第18号 平成26年度みなかみ町一般会計予算について
 議案第19号 平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
 議案第20号 平成26年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
 議案第21号 平成26年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
 議案第22号 平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
 議案第23号 平成26年度みなかみ町水道事業会計予算について

議長（森下 直君） 日程第17、議案第18号、平成26年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第23号、平成26年度みなかみ町水道事業会計予算については関連する議題でありますので、以上6件を一括議題といたします。

町長より一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第18号から議案第23号まで一括してご説明申し上げます。

まず、議案第18号でございますが、一般会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億8,000万円と定めます。前年対比3.1%の増であります。

歳出の主な内容を申し上げますと、1款議会費1億3,305万7,000円は、議員報酬、地方議会議員共済会負担金等であります。

2款総務費16億9,693万1,000円では、総務管理費が14億2,568万6,000円で、主な内容は、職員人件費6億1,386万7,000円、地域づくり費1億947万5,000円、環境政策費1億1,137万3,000円などです。

また、その他の主なものは、徴税費1億8,015万5,000円、戸籍住民基本台帳費5,614万4,000円、選挙費2,957万円です。

3款民生費25億2,764万9,000円では、社会福祉費17億4,431万9,000円で、主なものは、福祉医療費1億7,555万円、障害者自立支援給付費3億3,384万4,000円です。

また、児童福祉費7億8,328万7,000円は、子育て支援費4,128万円、児童手当費2億3,981万6,000円、子育て世帯臨時特例給付費2,726万7,000円、月夜野地区こども園整備事業2,174万2,000円、私立保育所補助費1億8,367万4,000円などです。

4款衛生費16億1,883万1,000円では、国民健康保険特別会計繰出金1億3,842万8,000円及び環境衛生総務費3億5,525万1,000円を含む保健衛生費が8億2,108万2,000円で、奥根アムニティパーク管理費等の清掃費が6億6,523万5,000円、また、水道費が1億3,251万4,000円です。

5款労働費1,611万2,000円は、主に勤労者生活資金融資の貸付金です。

6款農林水産業費7億806万7,000円では、農業費が5億9,313万円で、主なものは利根沼田区域農用地総合整備事業負担金1億1,059万1,000円、小規模農業生産基盤保全整備事業4,621万4,000円、土地改良借入金償還助成事業3,150万6,000円等です。

また、特用林産物生産活力アップ事業や有害鳥獣対策費、林道事業費等の林業費は1億1,493万7,000円です。

7款商工費4億8,357万5,000円では、商工会補助金や商店街活性化支援事業等の商工費が8,340万5,000円で、観光費の4億17万円は、観光協会助成金3,532万円や観光ICT化促進事業2,163万9,000円、ググっとぐんま観光キャンペーン事業3,487万7,000円、観光施設整備費3,150万円、赤沢スキー場費3,238万1,000円などです。

8款土木費では18億3,559万1,000円で、道路橋梁費7億4,943万2,000円では、道路ストック総点検・老朽化対策事業や単独道路補修事業等の道路維持費の1億4,193万7,000円、後閑真庭線、布施須川線、原四谷橋線等の道路新設改良費1億596万6,000円、橋梁長寿命化事業1億7,529万2,000円、除雪費1億9,416万9,000円などです。

都市計画費9億5,438万7,000円では、主なものは真政悪戸線整備事業3億7

84万円、下水道事業特別会計繰出金4億4,632万8,000円などであります。

住宅費1億1,060万2,000円では、町営住宅長寿命化事業4,621万9,000円、町営住宅維持管理事業4,439万円などあります。

消防費4億5,572万6,000円は、利根沼田広域消防負担金3億1,770万8,000円が主なものであります。

10款教育費は、17億2,439万2,000円で、主に利根商業高等学校負担金4億5,210万円、カルチャーセンター大規模改修事業4,550万円、後閑集会施設整備事業1億2,010万円、矢瀬遺跡保存修復事業2,100万3,000円、また各学校の管理や教育振興事業等であります。

12款公債費20億6,628万9,000円は、町債の元利償還金と一時借入金利子であります。

13款諸支出金368万8,000円の主なものは、土地開発公社に対する利子補給金等あります。

次に、財源となる歳入の主なものは、地方交付税49億3,000万円、町税35億円、町債14億4,900万円、国庫支出金8億3,475万7,000円、県支出金7億254万2,000円、繰入金6億5,434万円、使用料及び手数料2億4,435万3,000円、地方消費税交付金2億2,300万円、分担金及び負担金2億166万8,000円などあります。

なお、地方交付税等の依存財源については国の地財対策等を参考として、また町税等の自主財源については過去の実績や最近の傾向に基づき、算出したところであります。

債務負担行為については第2表のとおりであります。施設の指定管理、利子補給については、平成27年度以降の債務負担行為の決定をお願いするものであります。

また、地方債であります。第3表のとおり、総額は14億4,900万円となりました。内訳は臨時財政対策債7億2,000万円、過疎債6億7,200万円、合併特例債5,700万円であります。

以上が一般会計の概要であります。

次に、議案第19号、国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,800万円と定めます。前年度対比3,100万円1.0%の増であります。

歳出の主なものは、2款保険給付費20億111万2,000円は、療養諸費等19億8,600万5,000円、出産育児諸費1,260万7,000円、葬斎諸費250万円です。

3款後期高齢者支援金等3億8,784万4,000円、6款介護納付金1億9,223万1,000円は、社会保障診療報酬支払基金への納付金であります。

7款共同事業拠出金3億5,687万4,000円は、市町村間の平準化を図る目的での国保連合会への拠出金であります。

8款保健事業費2,827万7,000円は、医療費の抑制につながる生活習慣病に重点を置いた特定健診及び保健指導、人間ドック検診費助成などあります。

以下11款諸支出金420万5,000円、12款予備費3,050万2,000円であります。

財源となる歳入の主なものは、保険税7億円、国庫支出金7億7,256万円、療養給付費交付金1億706万6,000円、前期高齢者交付金6億1,771万3,000円、県支出金1億7,982万円、共同事業交付金3億4,647万8,000円、繰入金1億3,842万9,000円、繰入金1億5,352万8,000円であります。

保険税については、近年の経済状況や国保加入者の減少等の影響により年々減少している状況となっております。また、医療費については増加傾向にありますが、平成25年度においては平成24年度並みで推移しているところであります。

国保の広域化等も議論されている中、今後の医療費等の推移などに注視し、健全な財政運営に努めてまいります。

以上が国民健康保険特別会計の概要であります。

次に、議案第20号、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億7,200万円と決めました。前年度対比1,400万円、5.4%の増であります。

歳出の主なものは、1款総務費438万6,000円は、総務管理費161万円、徴収費277万6,000円であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金2億4,966万2,000円は、保険料等負担金1億5,819万5,000円などであります。

以下3款諸支出金46万8,000円、4款保健事業費748万4,000円であります。

財源となる歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億5,819万1,000円、一般会計繰入金9,604万6,000円、諸収入776万3,000円、繰越金1,000万円あります。

以上が後期高齢者医療特別会計の概要であります。

次に、議案第21号、介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,000万円と決めました。前年度対比2億6,000万円、12.8%の増であります。

歳出の主なものは、1款総務費3,009万1,000円、2款保険給付費22億1,000万円、3款地域支援事業費2,025万4,000円、7款諸支出金1,100万円であり、前年度に対する増額の主な理由としては、2款保険給付費の上昇を見込んだものとなっております。

財源となる歳入の主なものは、1款保険料3億2,300万円、4款国庫支出金5億7,589万1,000円、5款支払基金交付金6億4,410万4,000円、6款県支出金3億3,678万1,000円、9款繰入金3億8,031万1,000円、10款繰越金2,958万3,000円あります。

第5期高齢者保健福祉計画の期間が平成24年度から平成26年度までの3カ年であり、平成27年度からの3カ年分につきましては平成26年度において計画の見直しを行

った上で、介護保険の事業運営に当たってまいります。

以上が介護保険特別会計の概要であります。

次に、議案第22号、下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,900万円と決めました。前年度対比2,700万円、2.8%の減となります。

歳出の主なものは、1款総務費6,874万6,000円は、職員人件費及び一般管理費であります。

2款下水道事業費3億7,325万4,000円は、公共下水道費1億4,110万5,000円、特定環境保全公共下水道費4,700万3,000円、流域下水道費1億7,701万4,000円、農業集落排水処理施設費297万1,000円、汚水処理施設費516万1,000円であります。

3款公債費5億600万円は、下水道事業債の元利償還金であります。

次に、財源となる歳入の主なものは、2款使用料及び手数料2億2,100万9,000円、5款繰入金4億4,632万8,000円、7款町債2億2,580万円あります。

以上が下水道事業特別会計の概要であります。

次に、議案第23号、水道事業会計についてご説明申し上げます。

収益的収入、1款上水道事業収益2億5,576万5,000円の主なものは、水道料金、一般会計補助金、長期前受金戻入れであります。

2款簡易水道事業収益2億723万5,000円は、上水道事業収益と同様であります。

収益的支出、1款上水道事業費用2億1,534万3,000円の主なものは、1項営業費用で、動力費総係費の職員人件費、減価償却費であります。

2項営業外費用は、企業債利息及び消費税であります。

2款簡易水道事業費用2億1,965万7,000円は、1項営業費用で、水質検査手数料、施設修繕料、動力費の電気料、総係費の職員人件費、減価償却費で、2項営業外費用は企業債利息であります。

収益的収入、1款上水道事業、資本的収入1億7,958万6,000円は、企業債国庫補助金、一般会計補助金であります。

2款簡易水道事業、資本的収入2億2,241万4,000円は、上水道事業資本的収入と同様であります。

資本的支出、1款上水道事業、資本的支出2億4,304万6,000円は、1款建設改良費で、上組地内浄水場新設工事、浄水器購入費等であり、2項は企業債償還金であります。

2款簡易水道事業資本的支出2億8,395万4,000円は、1項建設改良費の猿ヶ京簡易水道統合整備工事、穂高簡易水道老朽管更新工事、浄水器購入費等であり、2項は企業債償還金であります。

以上が水道事業会計の概要であります。

以上、6議案について概要を説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑は簡便に願います。

まず、議案第18号、平成26年度みなかみ町一般会計予算についての質疑はありませんか。

12番高橋市郎君。

12番（高橋市郎君） 261ページの地方債について聞かせていただきたいと思います。

25年度末で153億何がしという数字になっていて、手元にちょうど平成19年の数字がありまして、178億5千何がしという数字、非常に大きく減らしているということは、この努力は認められるところだと思います。しかしながら、それに伴って人口が減っていると。ふと思って3月の町報を見ました。人口が2万1,024人、平成19年が2万3,310人でありました。それから8年経過した中で2,300人近く人口が減りました。1割の人口が減っているという、そういう中で今回の予算、前年度から比較すると3%増というような大きな予算になっているようです。そういう予算の中で基本的に人口を減らさないような施策をしていかないと、町に住む人たちが今後そういうものを背負っていかねばならない。町債残高、これは一般会計だけで150億円、特別会計を含めると200億円の上になる。1人当たり100万円を超える町の起債を背負っていく。

そういう中で、今後の財政に対する考え方というものを合併当時、行財政改革行動指針とかということの中から職員数240、財政規模100億円を合併の特例期間の終了する27年にするんだという目標の中で進んできたように思いますけれども、ここへ来て、経済対策等々の国の方針の中で、地方交付税等が割合緩やかに、そんなに減らないんだと、かえってふえるような状況であって、こういう機会にきちんと将来的な展望の中で、投資をするものに対しては投資をする。

それには人口を何としてもこれ以上減らさないような、できれば減らさないような、減らす速度を鈍化させる、そういう施策に取り組む必要があると思いますけれども、この予算に対してそのようなお考え、また将来的の考え、町長はまだ4年間町政を担うということの中から、その辺をどうお考えかお聞かせいただきたいと思います。

議長（森下 直君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいまご指摘の一番ベースの人口を減らしないと、これは本当に施策の中で最も大事だと思っております。また、この間の人口減の話についてご指摘がありました。そして、概計的な人口研究所の統計数値、これの推計値をみなかみ町に当てはめると、一言で言うと恐ろしいような数字が出ています。そうしてはいけないというのが町長の意気込みで、ご指摘のとおりだと思っております。

そのことに関連して、町債残高のお話がありました。町債残高については、この間、みなかみ町新設以来、町債の減額には努めてきているところですし、一方で基金についてはわずかずつですが積み増しているという状況にあります。このことと、人口が減ればそれぞれの負債の1人頭が大きくなる、ご指摘はそのとおりでありますけれども、この間のみなかみ町の財政運営の基本的な考え方、これについては経常経費を切り詰めることによ

って投資的経費に回すことができる。

失礼しました、その前に、町債残高の中で、いわゆる臨財債、これの残がございますので、これについては国の制度ということで、先ほどご指摘のあった中の約60億円程度についてはそういうものだと思っておりますし、ご存じのとおり、合併特例債ということがみなかみ町には認められております。これについて総額130億円程度ありますけれども、これらのうちのほぼ半分について合併特例債を活用してきたということがございます。合併特例債の活用については、10カ年というものについて5年間延長するという制度運用になってきております。

このことは何かというと、合併した市町村の中において、合併特例債を順調に消化できている市町村が少ないという客観的な事実があるということは事実であります。これはどういうことかといいますと、合併のために必要な特別の社会資本整備に使える債権が発行できるということです。借金ができるということですけれども、それができない合併市町村が相当程度全国にあるということだと思います。そういう意味では、我がみなかみ町については活用できるものは活用している、運営をやらせていただいています。

そしてあわせて、我が町は人口減がご指摘あったとおりで、過疎地域自立促進対象地域になりました。わかりやすくいうと、人口が減らないような各種の施策について町債を発行していいよということです。これについてはこの間の財政運営でご存じのとおり、22年から逐次この過疎対策債を活用するという方法をとっております。このことの充当されている先については、議員の皆さんこの間の審議の中でご存じのとおりでございますけれども、基本的には町の骨格をつくり、そして将来に向けて高齢者あるいは子供たちにとって必要な施設なり、そういうものの整備をやっていくということでやらせていただきました。

こういう施策を打てばあしたから人口がふえるんだという施策が直接ないというのはご存じのとおりです。町の基本であります農業と観光、そして環境であるとか、下流へ対する責任を果たしていく、そういうことを総合的に展開することによって、人口減少を最小限にとどめる。ご指摘のとおりだと思っております。

今のご指摘のこと、かいつまんで申し上げますと、町債残高の減については今後とも努力してまいりますけれども、有利な起債等については適切に活用する中で、地域の活力が出ていく諸施策を展開していきたいというのが基本でございます。それぞれの項目について、今回の予算にどういうものが含まれているか、これについては順次、審議の中でご説明できる機会があるかと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（森下 直君） 13番久保秀雄君。

13番（久保秀雄君） 暫時休憩願います。

議長（森下 直君） 暫時休憩いたします。

（11時05分 休憩）

（11時10分 再開）

議長（森下 直君） 再開いたします。

議長（森下 直君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君登壇）

12番（高橋市郎君） 先ほど町長からありました臨時財政対策債の部分というようなことで、それはそれなりに非常に努力をされて財政運営をされているということは理解できます。

そういう中でありますけれども、百七十数億円から1年間で二十数億円の地方債の減額を図られている。しかしながら、1人当たりの額を見たときに、平成19年が地方債の残高で1人当たりが76万5,000何がしだけれども、この予算書の25年度の150億円を2万1,000人で割りますと71億6,000万円、1人当たり4万9,000円の減額であります。そういう中で、人口は減っているということがこういう財政に対する住民の負担が余り変わっていないというようなことの中から、やはり、細かなことはどうのとまた言われますからあれなんですけれども、大まかに今後の方針として、先ほどの町長の説明の中に、経常経費を圧縮して投資的経費に向けて人口減に対して措置をしていくという前向きな姿勢、そういうことの中からその効果があらわれるように最大限さまざまな知恵を、議員の私たちもそうですし、知恵を絞ってその辺を対応していくことを希望するわけであります。

議長（森下 直君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） ご指摘のとおりだと思っています。

1人当たりの町債残高を減らすということで、何もせずに、人口は減るけれども借金はどんどん減っていくんだと、その形では全く発展がないと思うので、前段でお話ししたとおりです。基本的にはご指摘と認識は合っていると思っています。個別の内容については、また十分そのような方向でできていると思いますので、ご審議いただければと思っています。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 一般会計の254ページの給与の明細書のところで、連合審査に町長が出られるかどうかかわからないので、ご質問させてもらいますけれども、特別職の報酬、議員の報酬は12月議会で上げるというふうな方向でちょっと行かれてましたが、町長の給料、期末手当、これについてはここで増額を予算が入れてあります。条例により11月から町長は3割減をなくなっているというふうに読めるんですけれども、3割減をしたときの状況と現在の状況はどういうふうに変まっているのか、町長の見解を。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 町長の俸給については、この間議論はしてまいりませんでした。なぜかという、議員報酬のときに議論したように、みなかみ町を新設したときに、過去の首長の平均値をとったということがございます。議員も全く同等の取り扱いをしてきました。そのことについて、前回の議会で議員報酬ということで議論させていただきました。すなわち町長報酬についても2万1,000人財政規模という形での報酬にはなっておりません。したがって、現在、前回の特例条例で3割カットしていたというのはなくなりましたので、

既定の報酬に戻っております。この既定の報酬が高いか安いかわかりませんが、自分が申し述べることでありませんけれども、いわゆる類似団体に比べて低いというのは事実でございます。

そのことについて、なぜ従前が3割カットだったのかということにつきましては、前町長が5割カットしておりました。その大きな根拠は、町の職員並びに各種団体に対して、財政上の理由並びに職員の数を減ずることから、早期勧奨退職、これに協力していただくことによって、前町長が削減していたというふうに認識しております。その部分については、特例的な勧奨については徐々にやめてきております。

そういう中で、現在の私の報酬がどういう認識を持っているのかということについては、現段階では類似団体に比べて低いということについてはこだわっておりません。すなわち決定された報酬の満額をいただく。あえて1割切る、2割切るということはやる必要はないだろうという認識で今回の予算が計上されているところであります。

以上でございます。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 一般会計の137ページ、ここのフルーツ公園桃李館管理運営事業ですけれども、委託料が2つあるんですね。指定管理料320万円と事業推進委託料310万円ですので、ほかのところは指定管理料で一本化して金額が変わるやつをこれはダブルになって2つになっているというのはわかりにくいし、変だなと思います。

それから、フルーツ公園桃李館は今ドールランドですから、ドールの看板を掲げているわけでドールの宣伝をするところみたいになっていますのに、町がこうやってまた委託料を出すというのはおかしいんじゃないですか。何で二重になっているのかということと、ドールの看板だということを。

議長（森下 直君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えします。

ドールの看板だという部分はちょっと置いておいていただいて、こちらの事業推進委託料につきましては、桃李館で今ブルーベリーの栽培をされていると。こちらについては未収益期間、本来桃李館とすると、施設でブルーベリーを栽培するのはどうかというところはあるというふうなお話もございましたので、この未収益期間についてその管理費用を補填する意味で、この間だけ管理費を支援するという形で計上させていただいております。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） もう一つのドールランドの看板のことについて教えてください。

議長（森下 直君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） ただいまご指摘のあった点であります。

ドールに限らず、この間議会とも相談しながら、企業との連携、企業に限らず各種団体等の連携も当然やっております。これは共同事業で、お互いのメリットを得ようということで、この間も何年かやってきております。つまり例に出しますと、デサントが藤原湖

マラソンを活用して自分のところのブランド力を上げていきたい、あるいはみなかみの自然というものとイメージを重ね合わせたいという企業側のメリットもあると思います。町としても藤原湖一周マラソンを多くの人に知っていただき、また、参加の景品等もふえるということで、地域にとってもいいことだということでやっております。全ての企業との連携、あるいは企業に限らずほかとの連携というのはそういうものだと思っております。

ドールランドも全く同じだと思っております、ドールのためにドールランドを運営しているということでは全くない。桃李館の運営してきた中でドールと共同することによって、来客数あるいは新しい魅力をつけ加えていくということでございますので、各種の団体、あるいは企業との連携、全てそういうことだと思っております。

議長（森下 直君） 議員の皆さんに申し上げます。

先ほど私が申し上げましたように、この場所での質疑というのは大局的な形の論点を質疑にさせていただきまして、細部については連合審査がございますので、その場で十分審議をしていただくということを申し上げておりますので、その点を配慮して質問を受けておりますけれども、そういうことでございますので、これからはひとつ細かいことについては答弁は避けさせていただきたいと思っております。そういうことで質疑をするということをお願いしたいと思います。

11番 島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 今まで10年議員をやってきて、質疑というのは細かいことを聞いて、一般質問とかは大局的なことというふうに考えていたんですけども、質疑で大局的なことを聞けと言われたのは初めてです。

（「それは条例を見ていないんだ」の声あり）

11番（島崎栄一君） だけれども、質疑というのは細かいことを聞くのが質疑かなと思って今までやってきたんですけども。

議長（森下 直君） 予算については連合審査がありますから、その場所でやっていただくということで。

11番（島崎栄一君） 細かいことはそっちで聞けということですね。

議長（森下 直君） そういうことです。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第18号の質疑を終結いたします。

次に、議案第19号、平成26年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についての質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第19号の質疑を終結いたします。

次に、議案第20号、平成26年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて議案第20号の質疑を終結いたします。

次に、議案第21号、平成26年度みなかみ町介護保険特別会計予算についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第21号の質疑を終結いたします。

次に、議案第22号、平成26年度みなかみ町下水道事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第22号の質疑を終結いたします。

次に、議案第23号、平成26年度みなかみ町水道事業会計予算についての質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 水道は厚生常任委員会に所属しているんですけども、今回の水道事業の工事が前年比に比べて大変高くなっている部分がありますので、その辺についての町長の考えを。

議長(森下 直君) 町長。

町長(岸 良昌君) 水道事業については、まさに今簡易水道を町営水道にこの間移してきたということもあります。水道は町民のために必ず供給し続けなければいけないという使命を持っておりまして、その必要な部分については計画的に更新あるいは新設していかなければいけないということです。そのようなことで、年度によって工事費がかさむということは当然あるかと思えます。

今回のものにつきましては、調整池をつくるという補強の部分がありますので、前年に比べて高いという状況というのはあり得るんだというふうに、原則的なことを申し述べますと、水道供給がとまらないように、必要なものについては手当てをしながらやっていかなければいけないということで、年度ごとのいわゆる資本整備というものについては増減があるというふうに思います。

議長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第23号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長(森下 直君) お諮りいたします。

議案第18号、平成26年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第23号、平成26年度みなかみ町水道事業会計予算については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、平成26年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第23号、平成26年度みなかみ町水道事業会計予算については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。1時から再開したいと思います。

(11時25分 休憩)

(13時00分 再開)

議長(森下 直君) 再開いたします。

日程第18 一般質問

通告順序1 5番 阿部 賢一 1. 駆除獣の最終処分場についての考え方
2. 第3子以降の保育料等の無料化

議長(森下 直君) 休憩前に引き続き、日程第18、一般質問を行います。

一般質問については、5名の議員より通告がありました。

本日は3名の方より随時質問を許可いたします。

まず、5番阿部賢一君の質問を許可いたします。

阿部賢一君。

(5番 阿部賢一君登壇)

5番(阿部賢一君) 森下議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

きょうは2項目を通告をさせていただきました。

初めに、有害獣の最終処分場についての考え方について、町長の所信を伺いたいと思います。獣害対策はこういう中山間地においては大きな社会問題となっております。通学路に出没をしたり、また、今では国道を横断する勢いで、本当に人間生活にけものもなれて、生態系も大分昔とは変わってきているのかなというような気がしています。町としましても、もちろん獣害対策には大変力を入れていただいていることは承知をしておりますし、パトロール隊、そして駆除ということで、一定の成果を上げていることは町民の生命、生活にとって大変安心の部分においては評価をしているところでございます。

本年度におきましても、先般の予算案の冊子がお手元にあると思いますけれども、高齢者の福祉の充実、そして子育て支援の充実、そして3番目に獣害対策の推進ということで、大変力を入れている姿勢が見えていることは評価に値すると思います。具体的にも数々の事業がここに明記されておりますが、これらについては割愛をさせていただきます。また、群馬県におきましても、新聞報道でありますように、室を設けたり、副知事が本部長を務める対策本部の設置ということで、県下において大変力を入れた取り組み姿勢があらわれております。しかしながら、その生息頭数の減少までにはつながっていないのが現

状、また増加傾向さえも認められるということも、これは現実の状況かと思えます。

町長は、昨年の町長選後の臨時議会での所信表明演説の中で、獣害対策について述べております。「獣害対策についてはこの間も力を入れてきております。一方で有害獣は減るどころか生息数の増加さえ認められます。農業被害の軽減という域を越え、住民の安心・安全を確保する視点からの政策が必要と認識しております。各種の施策も十分展開されており、さらなる実効性を確保するためには幅広い住民の参加が必要と考えられます。適切な手段を構築し、さらに獣害対策施策を展開してまいります」という所信を述べられております。

そこで、現在も猟友会等の協力を得る中で、サル、イノシシ等捕獲、淘汰していただいておりますが、まず具体的な質問に入る前に、昨年度のそれぞれのイノシシなりサルの捕獲淘汰頭数、そして現状の処理がどのようになっているのかの説明をお願いいたします。

議長（森下 直君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えいたします。

昨年度の捕獲頭数につきましては、熊、サル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシンと、こういったものを含めまして総数782頭の捕獲を行っているところです。処理につきましては、それぞれの捕獲者が独自に処理をいただいております。

以上です。

議長（森下 直君） 阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） 処理に関しては独自にということでもありますけれども、具体的には、とった方々がそこで食用にできる分は食用にするなりという理解でよろしいわけです。結局何でもそうですけれども、残骸が残ります。皮なり骨なり内臓なりという、そういった部分のいろいろと最終的にそれを焼却する、そういう施設をやはり、こういう頭数がふえて、恐らくこれからも猟友会の高齢化という問題もありますけれども、恐らくこういう数字で推移していくとするならば、適切に処理する施設というものがあってもよろしいのではないかとということで、今回提案をさせていただいているところであります。

それでは、焼却施設というのがやはり最も適しているのかなという気がしております。その必要性について町長の考えを所信をお聞かせください。

議長（森下 直君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 獣害対策、これについては、先ほど私の前議会での所信表明を引いていただいたように、最初のご指摘のありました社会問題になっているといったような視点からの新たな対策が必要だろうという認識は持っているところでございます。

今具体的にご質問ありました処理場、わかりやすくいうと焼却施設を設置したらどうかということだと思います。捕獲頭数について先ほど農政課長が答えましたし、この間の推移としてもふえてきておるとことでございます。猟友会に頑張ってもらっている

ことを、これをさらにどう支援していくか、これはこれで1つの大きな問題がありますけれども、今後とも町の駆除計画を適切に立てる中で、駆除頭数の増加を図っていく必要があると考えておるところでございます。

そういうときに、先ほど申し上げた24年度の782頭ということですが、やはりイノシシだとかニホンジカ、いわゆる大型獣が半数以上を占めているということがあります。これらの処理については先ほど食用の例が出ましたけれども、今いわゆる野生鳥獣の放射線量の問題で、消費自粛が継続されているというようなこともあります。それよりも何よりもきちっとした獣害対策をやるためには、駆除獣の処分、これをきちっとした方法を確立しなければいけない。ご指摘のとおりだと思っております。

この間の活動について申し上げますと、我が町としましては、利根総合開発協会、これがいつも県のほうに要望を出しております。みなかみ町としては、今の問題を特別に重要な点ということで群馬県に設置していただくように要望してきたところでございます。その根拠としては、獣害対策、市町村ごとから広域での対策が有効ではないかというようなことがその理由の1つでございます。広域的な対応と、よく言われていますように、中之条と連携して駆除をやらないと移動するだけではないかといったようなことも含めてですけれども、それで、ほかの県では広域で対処する大型焼却施設設置運営されているという面もありますので、引き続き県のほうには要望していきたいと思っております。

とはいいながら、町独自が設置するという点についても並行して検討する必要があるというふうに思っております。問題点といいますか、手続論でございますけれども、駆除獣については一般廃棄物に該当するという点でありますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、そして焼却施設の場合についてはダイオキシン類対策特別措置法、これに規定する手続を得て、初めて設置できるというようなこととなります。そして、設置者が町ということになりますと、みなかみ町が設置する一般廃棄物処理施設にかかわる生活環境調査結果の縦覧手続に関する条例、これは町の条例ですが、みずから定めております。このような手続を得る必要があるということでございます。

なお、この焼却施設を町がつくる際にはどういう資金的な支援があるかということにつきましては、国の制度として、駆除獣の焼却施設の建設というものは鳥獣被害防止総合対策交付金制度がございますので、一定程度の額について支援が受けられるということがございます。

いろいろ申し上げましたけれども、どこに立地するのか、周辺の方々のご理解を得るということを含めまして、関係者との調整が一番重要だと思っております。この辺のめどが立てば、県にやってくれやってくれということではなくて、町独自で検討を早めるということもあろうかと思っておりますけれども、こういう施設につきましては、いずれの場合も立地予定のところのご理解を得ることが重要でございますので、これらの条件がある程度生じないことには、町独自の検討というのは難しいかなと思っております。

かいつまんで申し上げますと、必要性というのは実に強く感じておりますし、あるいは資金であるとかそういう問題よりも、やはり立地する場所とそこへ至る調整が必要だというふうに考えておるところでございます。もしそういう方向性ということになれば、本

日いらっしゃいます議員の皆様方、あるいは地域のご理解を得るといったような活動を、町がやるとなればまずはやっていかなければいけないことだというふうに思っているところでございます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

議長（森下 直君） 阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） るお話いただいて、必要性は感じているということで、町でやるか、それとも広域なり、町でやるとすれば、さっきみたいないろいろ町有地を含めた中で民有地も含めて、場所は確かにうちの行政区の近くには火葬場があります。確かにそういう煙のかたむきによっていろいろに意見が出ますけれども、やはりそういう意味において、人家の少ないような、かつ交通の便もある程度いいところが適地なのかなというような気もしておりますので、いずれにせよ、今回を契機に一步踏み込んだ調整なり議論が進めばというふうに思っています。

先ほど町長が国の支援事業ということで、農林水産省においては、特措法で19年2月ごろ獣害対策の関係の法律が成立されて、いろいろな施設なり焼却施設等については特別交付税で措置を講ずるような話にもなっておりますし、また、県も恐らく対策本部等を設けるといふ、力を入れるということは、各有害獣で困っている自治体に対する支援体制というものも恐らく今まで以上に充実してくるのかなというような気がしております。こういう機会にぜひモデル事業的に町独自でも、有利なほうでいいかと思うんですけども、考える時期に来ているのかなと。それとあわせて、やはり有害獣の駆除というのは地域住民はもとより猟友会の方々なり獣害パトロールの隊員の方々の協力なくしてはなかなか成果に結びつかないというふうに思いますので、猟友会等への支援等についても、引き続き充実した施策を展開していただくよう要望させていただきます。

いずれにせよ、場所等が見つかれば、検討に入ってもいいよというふうに理解をさせてもらってよろしいでしょうか。

議長（森下 直君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） 猟友会には大変ご苦労いただいております。猟友会に対する支援ということについては、いわゆる駆除していただいた報償金の形でもやっておりますし、周辺市町村との関係でそこだけ上げるといふわけにもいきませんし、また猟友会ともよく相談しながら、計画的な支援の方法はさらにある、これはこれでやっていきたいと思っています。

そして今のお話です。先ほども若干触れましたけれども、焼却施設があるといろいろなことがスムーズになりますので、ぜひつくっていきたくて思っております。したがって、今、議員からご指摘がありましたように、町内でこういうところでこういうのを受けるといふことがあれば、積極的に建設するという検討を始めたいと思っております。ぜひ議員各位、地域の実情について大変詳しくいらっしゃいますし、いろんなときの調整にも議員の方々のお骨折りというのは重要でございますので、ぜひご指導いただければありがたいと思っております。阿部議員のご指摘どおりと思っております。

議長（森下 直君） 阿部賢一君。

(5番 阿部賢一君登壇)

5 番 (阿部賢一君) ちょっと話が飛躍しちゃったと思いますが、仮に焼却施設、補助事業でそういう施設を導入すると、いろいろと制約なりこれに使ってはだめなんですよとかいうのが霞ヶ関のひもつき補助金というあれなんですけれども、やはりせっかく焼却炉を、もし仮に例えばそういう施設ができた場合に、現在いろいろと座敷で飼っているペット、いわゆる家庭でペットを大変大事に飼っているご家庭も多く見受けられます。そういう中で、たまたま先般何十年も家で飼ってきたペットが亡くなった、犬ですから病気になったのか老衰だか亡くなって、家族は大変悲しんで、とても土葬するのは忍びない、土葬だとそのまま埋めるということは、何かけものに掘られてもかわいそうだということで、今はたしか前橋市の富士見にペットの火葬場があるんだそうです。そこにわざわざ行って、人様の仏さんのようにしていただいて土葬したという話を聞いたりしました。

獣のそういう焼却施設ができたときに、例えばそういうペットも一緒に火葬できるような施設、また使えるようなものができればというような気がしております。どうせつくるなら、やはり地域住民が獣ではなくてそういう形で利用できるのも、広く見たときに意義があるのかなというような気がしておりますので、その点は事業を行う上でいろいろと壁があるのは当然承知して質問させてもらっているんですけども、やはりそういう部分においても、そういう形での建設というものもやはり視野に入れていただければと思います。その点について町長の所信を。

議長 (森下 直君) 町長岸良昌君。

町長 (岸 良昌君) いわゆるペットの焼却場としてはまずいだろうと思います。ペットの葬儀場という言い方になるんだと思うんです。富士見あるいは富士見以外でも非常に商業ベースで採算に乗っている、あるいは乗せているという話を聞いております。これは認識の違いだと思いますけれども、有害獣の焼却場、そこでうちの大事な一緒にいた犬ちゃんを燃やしてしまうんだというのがニーズにあるのかどうかというはありますけれども、いざ町が有害獣の焼却施設をつくるというときに、制度上の制約等々見ながら、今ご指摘のようなこともあるかということについては、具体的な検証に入ったときには留意するようにしたいと思っております。いずれにしましても、先ほどお答えいたしました前段の条件を整えるということは大切だと思いますので、その辺は大事だと思っております。

議長 (森下 直君) 阿部賢一君。

(5番 阿部賢一君登壇)

5 番 (阿部賢一君) 獣害のこういう処理については、昨年、議会活性化特別委員会等、議会等でも意見交換においても、農業団体の代表の方からの発言の内容もほとんどこの獣害対策についての意見というのが多かったということです。

議員の皆さんも獣害対策の必要性と、これからどういう取り組みが必要なのかという、どんどん進めてもらいたいという認識は恐らく共通の認識でいると思います。安心・安全、農業の被害への域を越えてというのは、町長のお住まいの自宅のあの辺の周辺も、やはり通学路にまで集団で出没をするような状況が昨年何件か私も伺っております。男子の中学生なんですけれども、サルが群れでいるもので、怖いから引き返したんですね。確かに大

人でも何十頭というサルの群れに子供が1人歩いて行って、ギャーギャー向こうで言われれば、やはり怖くて家に帰ってきて、お母さんに車で学校まで送ってもらったという事例があります。

ですから、やはりもうそういう町民の安心・安全のためにもサルなりイノシシなり、そして熊も最近、人的被害の報告はないんですけども、いつどこで出没してもおかしくないような状況であります。もちろん里山整備等にも力を入れていただいております、前段申し上げましたように、それぞれのかかわる方々が汗を流して安全を確保していただいていることには大変感謝をしておりますので、ぜひ最終処分場、今の処分場のお話にちょっと戻っちゃうんですけども、農政課長はそれぞれがそれぞれで処分しているということで、食用にできる部分は食用で、残りはどうしているかという、穴を掘って埋めているんだそうです。全部が全部ではないですよ。結局穴を掘ってもそこからやはり獣が臭いをかいで、また掘りにくる。掘った内蔵なり骨なり皮を道にずり出して、そこでまたハイエナのごとくけものが寄ってそれを食べるというので、本当にそういう処理の仕方は、ある意味行政が黙認しているという部分もありますよね。

やはりその解決には最終的には焼却施設という部分で、安心・安全、心配のない処理ができるのが一番理想のなかなというような気がしております。そしてまた、例えば施設をつくっても、またとったものをわざわざそこに持っていくのが面倒だとかそういういろいろな話にも、これから先になっちゃうかもしれないですけども、その辺についてはまたいろいろな経費なりも報償金に含める中で考えていただければというふうに考えております。

場所等の検討については、またいろいろとそれぞれの議員さん、委員会なり、また当局なりと町有地、民有地を含める中で具体的に進められればというふうに思っておりますので、ぜひ獣害対策の一環としての最終処分場焼却施設の建設というものについては、前向きに取り組んでいただくように強く要望させていただきます。

議長（森下 直君） 町長、答弁。

町長（岸 良昌君） 先ほど前段で申し上げましたように、県のほうにそういう施設をつくっていただきたいというのを第一にやっておりましたけれども、本日の阿部議員からのご指摘を受けて、県がということから、場合によっては町が検討しますと最初に申し上げましたけれども、町の検討というのを進めたいというふうに決めたいと思っておりますので、ぜひご協力よろしくをお願いします。

議長（森下 直君） 阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） 最終処分場については町長に考え方をお聞きしましたので、終了したいと思います。

次に、2項目めの第3子以降の保育料等の無料化についての質問をさせていただきます。

近隣の市町村が26年度の予算編成に向けて、第3子以降の保育料無料化というような記事が県内、近隣も含めて県内で見受けられました。ほかの自治体がやるからみなかみ

町もぜひという話ではないです。これはもちろん、何でも無料にすればいいというものじゃないと思っていますから、例えば限りなく無料に近づけるとか、願わくば財政が許すのならば第3子以降は無料なら子育て支援にもつながるかなというような思いの中で、質問をさせていただいております。町で去年のお子さんの生まれた人数は、ちょっと忘れちゃったですけども、何人でしたか。

議長（森下 直君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上田宜実君登壇）

子育て健康課長（上田宜実君） お答えします。

去年の生まれた数というのが100名をちょっと割りまして、99名です。

議長（森下 直君） 阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

- 5番（阿部賢一君） 99名ということで、恐らく年々、生まれるお子さんの数はだんだん減ってくるのかなというように想像ができます。やはりそこで、少しでも2人より3人のほうがいいよねと思えるような政策、そしてそのためには、やはり3人目は安心して経済的な負担もなく、保育園なり幼稚園なりに行かせるんだよというような、少しでも思えるような政策の展開の中で、無料化そしてまた軽減というものについて町長の所信をお聞きします。

議長（森下 直君） 町長、答弁。

町長（岸 良昌君） ちょっと前段補うところからいきますと、安倍内閣が経済再生に向けて現在展開しておりますいわゆる三本の矢、その中の3本目の矢として、持続的な経済成長につながるための成長戦略というのがございます。その中の1つに、女性が輝く日本をつくるためという重点項目が掲げられております。その中の具体的な施策は何かというと、待機児童の解消であるとか、職場復帰、再就職の支援、あるいは子育て後の起業支援というようなものについて目に見える化を図り、結婚、出産後、そして育児中の女性の社会復帰などについて積極的な支援を推進するというふうになっております。

特に、女性が社会復帰するための最も重要な支援が幼稚園や保育園の整備、これでありますので、子ども・子育て三法の改正によりまして、平成27年度から新たな教育保育制度となるということがこの間動いてきております。検討の経過がなかなか出てこないということはありませんけれども。

さて、もう一つの切り口として、子供を生みやすい環境や子供を育てやすい環境づくり、これにつきましては、この間町の施策の中でも、子育て支援の充実というものを重点施策、26年度も掲げておりますし、この間もやってきたところでございます。それによって、具体的には子育て支援センターあるいは子育てサークルの設置、ファミリーサポートセンター、そしてあわせて病後児保育所の開設、これもやらせていただきました。乳児健診の充実、これらについては子供を育てやすい環境整備のための事業ということで実施しておりますし、出産祝い金であるとか入学支援金、子育て家庭の住宅新築補助金交付事業、これらの事業についても子育て家庭への町の独自の支援策ということで実施させていただいているものであります。

現行で申し上げますと、幼稚園においては、平成25年度から3人以上の児童が同時

に幼稚園に在園している場合、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料という形に既になっております。また、新年度26年度からですけれども、国の施策として、小学校3年以下の児童が在籍している世帯というものについて、幼稚園の入園者がいる場合、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料については無料となるような制度改正が26年度から始まるということで現在動いているところであります。国のほうでも充実させてきているということです。

そして、今言ったのは幼稚園ですが、保育園のほうについては、第3子以降の保育料については3人以上の児童が同時に保育園に在園している世帯、これについては第2子の保育料が半額、第3子が無料ということになっています。このような形で第3子以降の保育料については在園児が3人以上という条件ではありますけれども、無料ということになっております。そして、幼稚園については26年度から第1子、これが幼稚園でなくても小学校3年以下ならということで条件が緩和されるということで、保育料が無料となる世帯がふえていくという計画になっております。幼稚園の保育料については、議会の提案を受けまして、たしか公立7,500円を5,000円に給食費込みで下げてということで、独自の負担軽減は早急にやってきたところでございます。

今のご指摘ですけれども、そこで保育園の保育料については、いろんな条件の中でお母さんが働くということもありますし、働かなければいけないという条件もあるかと思っておりますけれども、やはり子供が小さいとき母親に育ててもらいたいということは前提としてあると思います。そしてまた、保育園に入園していない児童、これに対しての支援策、コストでいうと相当の差がありますから、その辺のバランスについても配慮する必要があるというふうに思っております。そして、先ほどちょっと申し上げました27年度から子ども・子育ての法律が新しくなりますので、その中で施設給付費、これのやり方の詳細が未定であるというふうなことがありますので、そういうことを見据えながらやっていかなければいけないと思っております。

結論的な言い方になりますけれども、幼稚園の保育料については、今申し上げたような制度改正であるとか全体としての子ども・子育て支援、それらも見えていく必要がありますし、国の予定されている制度の概要を見守る必要があるというふうに思っています。町としていわゆる保育園なり幼稚園の支援ということについては議会でもご検討いただいていますように、月夜野地区のこども園とその関連を整備すると、ある意味、それが大きな幼稚園・保育園の充実ということでもありますので、これを予算に計上しておりますので、ぜひ進めていきたいと思っています。

もうちょっと踏み込ませていただきますと、先ほどからの第3子の保育料の無料化と、この間今言っていますように、そういうことで国のほうも、あるいは他市町村の例が出ましたけれども、そういったことも充実してきております。そのときに、これはまた議員の方にいろいろ検討していただきたいということであえて申し上げさせていただきますと、今我が国の雇用形態といいますか給与体系、昔は年齢に応じて給料がどんどん上がっていくという右肩上がりの給料表が、あるいは雇用形態ができ上がっていました。そうすると、幼稚園に第3子が入って、若いときに子供がたくさんいて、給料が低いときに子育ては大

変だろうということで、第2子、第3子の支援とあるんだと思います。

ところが、議員各位よくご存じのとおり、今賃金自体がフラット化しています。そうすると、幼稚園に子供を3人持っている人と、大学に金を払って高校に払って中学校に払いながら幼稚園に入れている人と、トータルとして家庭がどっちが辛いんだというのが、昔の賃金体系と今の雇用形態と大きく変わってきているということがあります。あえていうと、幼稚園に3人、小学校3年生以下に3人というときは大変だけれども、高校生がいて、中学生がいて幼稚園がいるときは大変じゃないということではないと思うんですね。子育て支援を総合的に考えていく必要もあるのではないかと。これは今後、議会でご議論いただくためにあえて申し述べさせていただきます。

第3子無料化しないということではありませんけれども、国の制度、あるいは前回もお答えしましたけれども、保育料を無料化することによって親の負担がなくなると、国から直接来ている支援金が減額になると。町トータルとしての国からの金が減るといような制度上の問題もありますので、総合的に判断していく必要があると思っております。ご指摘の方向で進めることは重要だと思っておりますが、国の制度の概要、あるいはその他の諸条件を十分検討しながら、今ご指摘いただいたことも検討対象になるのかと思っております。

議長（森下 直君） 阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） 確かにいろいろ国の施策等含める中で、町長にいろいろ答弁をしていただきました。確かに軽減策をやっているんですけども、やっぱり制度上同時に3人とかというのはやっぱりそんなにはないんだと思うんですね。ただ、国でいろいろ子育て支援に力を入れていただいているということで、やはりその状況を見きわめる中で、最終的には総合的に子育て支援というものを町独自で判断していただけるというふうに理解をさせていただきました。

そしてまた、先ほど町長が語る事例を挙げましたけれども、町においても子育て支援には、今年度でしたか月夜野こども園を初め、子育て支援センター等々大変力を入れていただいている、若いお母さん方も大変子育てをするのに環境が整いつつあるのかなというように気がしております。

待機児童解消というので町長もさっき言ったんですけども、町には待機児童は、今年度どういう申し込み状況かわかりませんが、待機児童というのはゼロでいいですよ。

議長（森下 直君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） 大きな意味ではゼロだと思っておりますけれども、具体的には何件か生じているようです。担当課長に答弁させます。

議長（森下 直君） 子育て健康課長上田宜実君。

（子育て健康課長 上田宜実君登壇）

子育て健康課長（上田宜実君） お答えさせていただきます。

平成25年度の4月時点の待機児童、保育園に報告した数値では、6名という数字を

報告させていただきました。今年度申し込みいただいた中で、平成26年度、恐らく待機児童としてカウントしなければならないという方が現在3名ほどいらっしゃいます。この方たちについてはこれからさらに調整をかけたいと思います。

以上でございます。

議長（森下 直君） 阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） 今、子育て支援の一環としての待機児童の質問がちょっと開いちゃって申しわけないんですけども、26年度で3名と、これは解消できるんですか。待機児童でそのまま26年度、解消は。

議長（森下 直君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上田宜実君登壇）

子育て健康課長（上田宜実君） お答えさせていただきます。

現在その3名の方というのは、その保育園でなければほかのところは行きたくないよという方でございますので、その方の調整というのはちょっと注意深くやっていきたいなと、このような考え方でございます。

議長（森下 直君） 阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） 子育て支援でいろいろな意見が来て大変だと思うんですけども、やはり預けたい園に預けられないというような状況が発生しないように努力をしていただきたいと思っております。

きょう、大変獣害施設の最終処分場は町長にも明確な答弁をいただきました。そしてまた、子育て支援第3子以降の無料化ということで質問させていただいたんですけども、幅広く町長のほうから施策の展開、今後の考え方についてお聞きすることができました。ぜひここで約束したことを守って していただきたいということをお願いして、守っていただきますよう要望して質問を閉じしたいと思っております。

議長（森下 直君） これにて5番阿部賢一君の質問を終わります。

通告順序2 6番 林 一 彦

1. 豪雪対策

2. 町内ホテル・旅館・食堂・商店などへのAED設置
対策

議長（森下 直君） 次に、6番、林一彦君の質問を許可いたします。

林君。

（6番 林 一彦君登壇）

6番（林 一彦君） 6番、林一彦です。議長より許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

質問は、豪雪対策、これとAED設置対策の2点でございます。

まず、豪雪対策についてからです。先月の14日から16日にかけての豪雪、それに伴う被害等は皆さんご承知のとおり、全国各地で甚大なものとなりました。この大雪は冬型の気圧配置によるものではなく、南岸低気圧が通過した影響で発生したものであり、上空の気温が低かったことから、全国的に雨ではなく雪となったものであります。

各地での降雪は、気象庁観測開始以来、過去最深積雪を大幅に塗りかえる積雪を記録いたしました。前橋で73センチ、熊谷で62センチ、都心でも東京都千代田区大手町で最深積雪27センチを記録いたしました。内閣府非常災害対策本部が26日にまとめた統計によりますと、死者は9県、この県は群馬県ですとか、長野県という県です。9つの県で25名、重傷者は15都道府県で134名、軽傷者は21都道府県で906名となっております。都道府県別に見ると、群馬県でビニールハウスや車庫が倒壊して生き埋め、下敷きになるなどして7名が死亡、山梨県では車が立ち往生し、脱出して徒歩で向かおうとしたり、車内にとどまるなどしたところ凍死するなどで5名が死亡、長野県では除雪作業による過労死などで4名が死亡しております。また、今回の主な被災地域である関東甲信以外でも岩手県、秋田県、静岡県、岐阜県、宮崎県で死者が発生しているとの報告であります。

当町では総務課発表によりますと、人的被害で雪による転倒のけが7名、建物等のくくり、住宅、店舗、物置、車庫、カーポート、フェンスなど57カ所の被害を確認いたしました。また、そのような被害以外で、大雪により道路機能が失われ、孤立状態になった家や、スクールバスが運行できず臨時休校になった学校など、大変な事態になったことも周知のとおりであります。

これからも今回のような記録的な大雪だけでなく、大雨や台風などの災害に見舞われる可能性は大きいと考えます。みなかみ町の有事の際の対処法、これとそれに必要な情報発信をどのようにしていくのか、町政にとっても大きな問題であります。

ここで質問です。私の近所でも高齢者のひとり暮らしが何件かございまして、安否確認と雪かきに伺いました。その家には地区の民生委員さんから安否確認と食料や灯油、燃料などがあるのかという確認の電話があったそうです。そのとき私が感じたのは、町の福祉システムが順調に機能しているんだなと感心したところです。

しかし、私が問題したいのは次のケースです。50代の息子と二人暮らしのおばあさんの家で、私も含めて近所の方は、あそこの家は元気のいい息子もいるから雪かきはいいだろうと、自分の家の前の雪かきに懸命でしたけれども、息子さんは東毛地区へ通勤していて、家に帰れず、3日間そのおばあさんは一人でじっとしていたそうであります。息子さんと電話連絡がとれていたので安心していたそうですが、近所に住む者といましては本当にかつであつたし、申しわけない気持ちがいたしました。また、通学路の除雪も間に合わず、学校が臨時休校から再開したとき、児童・生徒らは国道内を歩かざるを得ませんでした。自分たちの地域は自分たちで守る、この体制の重要性を再確認させられた次第です。

地球温暖化の影響か、ゲリラ豪雨が多くなってきたこの近年、この豪雪も毎年起きる可能性は否定できません。この豪雪の対策は急務であります。先ほどの例も含め、豪雪時

や災害時に近所の安否確認や通学路確保など適確に行えるようなシステムが必要と感じております。各区の隣保班、伍長、班などの単位や地域の消防団員、また児童・生徒の親なども含めた中で安否確認や除雪体制が必要と考えますが、町としての考えをお聞かせください。

議長（森下 直君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 豪雪時に限らず、今幾つか例が出ました災害時においては、地域住民の皆さん一人一人が力を出し合い、地域の総力を挙げて各種の防災活動あるいは災害対策に当たっていただく。ことが一番重要だと、今前段で林議員のおっしゃったとおりだと思っております。そして、防災活動の中心ということになりますと、今お話のありました区長、その下の伍長、あるいは隣保班長という役員がいて、行政区の組織、近隣組織が中心になって各種の災害対策あるいは防災活動に当たっていただくということが大きく期待されるところでございます。

そのようなことから、昨年度から役場職員も入りまして、地域住民の皆さんと地区別の防災マップを作成してきたわけですし、その際に自主防災組織の立ち上げについてお願いし、全地区で自主防災組織を立ち上げることができたということです。このような災害時には、この組織のもと円滑な活動がなされるよう期待するということでございます。今事例として、あるいは具体的な取り組みとしてお話がございました。それらの地域の方々の活動が中心となるということについては、今後とも期待して担っていただかなければならないと思っております。

それに対する支援、あるいは改めて今回の豪雪が通常ケースとして各種の対策を講じるべきだということについては、これは投資あるいは効率の問題があります。個別具体的話になってきょうかと思えます。そのようなことで、今回、日本全体としては100年に一度といったようなことですが、前段で申し上げましたように、藤原地区で71センチ、猿ヶ京地区で75センチ、小川地区で72センチということで、少なくともありませんけれども、いわゆる首都圏の地域の首都圏そのものの100年に一度だ、120年に一度だと言われているものとみなかみ町の状況というのは違うだろうと思っております。

ですから、今回の除雪対策の中でいろいろな問題点が出てまいりました。とはいいいながら群馬県35市町村の中で、町道復旧あるいは周辺除雪がいつでき上がったかというような評価になってきますと、やはり雪になれている、あるいは機械がある、それを動かしてくれる人がいるというような形で、遅いとはいいいながらみなかみ町の処理は早いほうだということがあると思えます。

もちろん、個別的に事例が出ましたように、1見どうにもならないというような点は多々ございましたし、ご挨拶でも申し上げましたように、あした透析に行きたいという家庭であるとか、あした薬をとりになければいけないといったような個別事例については、警戒本部のほうにご連絡があったものについては役場職員の、直接対応でやらせていただいているということがあります。今の林議員のご質問については、地域の自主防災組織、地域の連携というものについて依存することが多いけれども、町としても、新たな資

材が必要なものについては十分検討しながら対応していきたいというのが今後に対する考え方でございます。

議長（森下 直君） 林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6番（林 一彦君） 今、町長から自主防災組織という話がありましたけれども、今回に限らせてその辺を見させていただくと、十分に機能していなかったんじゃないかというところで見直しが必要なんだと感じているところであります。

先ほどの話をしましたけれども、情報があふれる今だからこそ、重要な情報、正確な情報を町が発表したり、避難や迅速な天候に対する対処を発表したりすることは行政として大きな役割と言えます。みなかみ町観光協会では、豪雪のとき、被害状況、国道や高速道路、そしてJRの情報を会員にメールで毎日発信しており、地元の交通網状況がわかり、大変重宝いたしました。また、東京都では総合防災部のツイッター、東京都防災という公式アカウントがあり、雪に対する情報や交通機関の様子などつぶさに発信されています。警視庁や消防庁も公式なツイッターの情報で雪の情報を提供しており、住民が今欲しい情報をリアルタイムで発信していました。

当町では消防団員や町職員などへの携帯などに緊急情報が伝わる体制になっておりますけれども、ほかの町民への情報伝達をツイッターですとかフェイスブックなどの活用も踏まえどう考えているかお聞きいたします。

議長（森下 直君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 情報発信について今ご指摘がありました。役場職員並びに全消防団員には携帯メールで連絡できるような体制にしてあります。そして、それらについて希望者については登録していただくということについては、既に始まっているところではあります。今お話にありましたこと、直接ではありませんけれども、通常と違って地区ごとによりまますけれども、雪の量が多かった、あるいは重かったということで、通常よりも除雪の時間がかかっておりますので、いつもなら初日の夕方には来るのにまだ来ないという問い合わせは随分あったというのは事実です。これについてはさっきも言いましたように、動いている機械は十分確保できていましたので、動いていました。やはり時間がかかったということです。

そういうような情報を個別に入れる方法を検討したほうがいいのかという点があるのかと思います。あそこまで除雪が来ているということがその場でわかる、では家のもう一つ向こうまで来るのが2時間後で夕方にはうちまで来るよなというのがわかるということがわかれば、相当安心ができるんだろうという点もあります。これについてはそういうシステムがあるのかなのか、それを含めて早急に検討したいというふうに思っています。今回の中で、情報提供という意味でいうと、それに踏み込んだらどうかなというふうに思っているところです。

そしてもう一つ、観光関係の情報発信のことについてありました。これについては当日であるとか2日後ではなくて、次の週に行けるんだろうかという問い合わせがいろいろ

あったということは聞いておりますし、観光協会という形にならうかと思っておりますけれども、観光関連の情報を発信することも必要だと思っております。率直に申し上げまして、観光協会が情報発信しておりましたのは、日帰り温泉のこれをやっていますよというような情報でしたから、逆に言うと、例えばでいうと、みなかみ18湯とっていますので、初日はここここへ行けます、2日目はこうですよというようなことが出せるように、これについてはシステムというよりもコンテンツのつくり方、それをどう発信するかということですから、これはもうこの間観光協会と連携して進めていますITSの観光への活用というあたりについて今進めていますけれども、今回の豪雪、それに対する問い合わせということを含めて、充実する必要があると考えているところです。

以上です。

議長（森下 直君） 林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6番（林 一彦君） 町長の答弁の中で、やっぱり除雪状況が今こうだとかというのがリアルタイムでわかると、住民は本当にうれしいんだなと思います。特に、雪で埋もれていて、玄関の戸があかなくて一步も外に出られないなんていうときは、除雪が今どこまで来ているんだというようなのがリアルタイムで流れるということは本当にうれしいものだと感じますので、ぜひツイッターですとかフェイスブックなど、役場の若い職員なんかは平気でやっていますので、うまく活用していただいて、そういった対応もできるし、観光のお客さんもそういった形で町の情報が手に入れば、ではあしたごろ帰れるのかなだとか、そういったところで住民そして観光客への安心・安全の提供という意味で、重要な武器、アイテムになると思っておりますので、ぜひ検討よろしくお願ひしたいところであります。

また、先ほどの質問のときに、消防団員の協力のお話をさせていただきましたけれども、人力での除雪というのには本当に限界がありまして、何日もの協力は本当に厳しいものがあります。そこで、各消防団の詰め所に除雪機を配置するのはいかがでしょうかという話です。豪雪時の火災発生のときなどの緊急出動、それに安全な通路の確保などにこの機械を導入することによって活躍しますし、もし山間部のみの大雪みたいなときは、それ以外の消防団の詰め所から除雪機を集めて、町民などからの要望に迅速に対応が可能だと考えます。小型でも構いませんので、ぜひ各詰め所への除雪機の配備についてお願ひしたいところでありますけれども、町はどうお考えでしょうか。

議長（森下 直君） 町長、答弁。

町長（岸 良昌君） 今、答弁に入ります前に、消防関係の機器と今回の除雪、ちょうど消防無線を200台装備して配置したところであります。まだ予備がありましたので、今回町が除雪機を全部動かすときにあの無線を活用させてもらって、除雪車と本部との連絡が非常に順調にできたということで、消防に対する無線の整備は早速効果をあらわしたというふうに思っております。

消防団との関係で申し上げますと、消防団の活動については、今回は警戒本部ですけれども、対策本部になりますと、消防団長自体にその本部に詰めてもらっています。したがって、消防団を動かすということは可能ですけれども、今回については消防団依頼を出

しませんでした。なぜかという、今前段のお話がありましたように、地域に残る数少ない若者の1人として、消防団の方々が消防団としてではなくて近所の若手として、いろんなところに活動いただいていたということで、消防団としての出動をお願いするという必要はないといふふうに判断したところです。

そして改めて今、消防団詰め所ごとに小型除雪機を配備するということについてお話がありました。除雪機についてはご存じのとおり、使用期間が限られている、回数が限られているということで、全ての消防団に配備するということについてはどうなのかなと思っております。そして、消防団の出動のため詰め所の周辺であるとか防火水槽の除雪、これについてはふだんの消防団活動ということでやっていただいています、特に消防施設の除雪をするために除雪機が必要だというような声は消防団からは聞いておりません。そしてまた、周辺の除雪をするために消防団を活用したらどうかということについては、先ほど、今回こうやりましたというところにまた行き着くんだと思います。消防団の人に地区に雪が降ったときに、いつも周辺の除雪は消防団がやってくれよというのは、やはりちょっと違うのではないかというふうに思っています。

ただし、いわゆる小型の除雪機は非常に便利で人力でやるような小回りも効くし、人力でやるのに比べると圧倒的な能力が高いということがあります。現実的に区内の除雪について区長事務所に配備して、活用していただいているという事例もあります。したがって、区として町が所有する除雪機を区に設置して、区が除雪作業に地元の人たちと一緒に使うということであれば、区からの要望を受けて、順次除雪機の整備を進めていくということは可能だと思っています。今、林議員からご指摘のあった内容に一步近づくということについては、今申し上げたように、既にある区に町の所有する小型除雪機を貸与とか置かせてもらっているというのはありますけれども、それを区の要望に従って順次拡大していくということは一つの方法だと思っています。

議長（森下 直君） 林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

- 6番（林 一彦君） 町長から区対応という形で区長に貸与というような話を聞きました。そちらのほうが私の提案させていただいた各詰め所ごとよりは各区というほうが数多くて、うまくカバーができるのかと思ったところです。ぜひ小型除雪機の配備につきましては、先ほども町長が百何年に一度とかというような話をされましたが、温暖化によるいろいろは影響でゲリラ豪雨なんかもいろいろ出ていますので、また来年来ないとも言えませんので、ぜひ急いでの配備をお願いしたいところであります。

今回の大雪対応で、住民の不満は国道の除雪についてであったと思われれます。大雪に除雪能力が追いつかずに、何日も除雪に時間がかかったのは理解できますけれども、いつになっても国道の通行できる幅が1.5車線程度のありさまで、すれ違いが大型車なんかは当然できませんし、これ自体が渋滞の温床であったと思われれます。町道や県道がきれいに除雪できていても国道が通れないということで、私は猿ヶ京ですけれども、その地区などでは、ホテルで泊まっていた観光バスが国道に出て、バックして宿に戻っているのも目撃いたしました。また、住民の国道に付随する歩道の除雪についても国が管理してい

るんだから除雪していいものか、もし除雪しても雪はどこへ持っていくんだ、国道に飛ばしてもいいか、川原に捨ててもいいのか、田んぼに捨ててもいいのかというようなところでちゅうちょがあったと思います。

町長が先日、全員協議会のときに、除雪のために町内で重機を持っている除雪車を持っている方にボランティアで要請をしたというお話を聞かれましたけれども、この際、ボランティアの方々に国道の除雪もお願いして、幹線としての国道の復旧、これを早くするために国と協議することはできないでしょうか。

それともう一つ、除雪で問題になったのが、先ほどの雪をどこへ置くんだ、どこに捨てるんだという問題です。捨て場所、置き場所、これの確保の問題です。これからいつ来るかはわかりませんが、大雪に対してここここに雪を置けるですとか、道路わきの田んぼの人に許可がとれていて、有事の際はそこへ雪を飛ばしてもいいんだよというようなところを確保して、先ほどの防災マップに落として、住民に周知したらいいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（森下 直君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） 答弁に入ります前に、一番最初に誤解があるといけませんので言っておきますが、群馬県でも下流の市については100年に一回だとか120年に一回だという対応が可能であるとは思いますが、みなかみ町にとっては、水上地区でいうと2年から1年に一回ぐらい、猿ヶ京、17号線でいうと5年に一回なのか10年に一回なのかという雪だと思うんです。月夜野地区になればもうちょっとそれよりも確率の高い豪雪だったんだと。だけれども、100年に一回、200年に一回というところとは違って、ある程度対応もできたということですし、さらに機能を強化するというレベルをどこまで持っていくかというときには考えなければいけないというふうに思っています。

まず、国道について除雪がおくれたということについては事実です。私が言うより皆さんがよくわかっていましたけれども、町道はきれいになっていたけれども、17号はまだだというのは随分聞きました。これについては余り明確に国交省、つまり国交省に連絡をとってもどこに除雪機が行っているかわからないという事実はあったのは確かです。何を確認したということとは言えませんが、17号にはそれだけに除雪機が配置されているけれども、高崎からの18号というのは除雪機はほとんどないというのが国交省の現状のようです。そこから先は答えを持っていませんし、確認はしていませんけれども、国道の総合的な除雪というものを例えば高崎河川国道事務所が管理するとすれば、高崎周辺の18号の除雪に車が投下されていたということも場合によってはあり得ることかなというふうに推測せざるを得ないという、17号の除雪だからというのはそのとおりです。

そしてまた、既にご存じのとおりでございますけれども、県が管理する国道291、そして目の前の水上片品線、これは県道ですけれども、通常は県が除雪しておりますけれども、町のほうに除雪の依頼が県から来たというのは事実でございます。国道についても町等に国道の除雪もやってくれという依頼があれば、当然町としても対応せざるを得ないということですが、今回17号について町がというご依頼はありませんでした。したがって、地元でこういう体制ができておるので、国道の除雪もやりますということであ

れば、そういうことについて連絡する体制は今後構築していきたいと思っています。

ただし、これは想定外、想定内という言葉は本当は使いたくないんですけども、国道を広く管理している立場からいうと、17号の除雪というのが過去になく多く出たということについては認めていらっしゃいます。そしてまた、三国トンネル、これが雪崩等のために何度か除雪したけれども、再度やらなければいけなかったということについても率直におっしゃっていました。

ですから、町の除雪能力を、先ほど申し上げたようないろんな形で上げたいと思っておりますし、そしてまた、歩道というのはまさに道路の一部として、町道であれば町が管理すること、国道であれば国が管理することですけども、やはり17号という2けた国道になりますと、とにかく広域物流を確保することが優先であるというふうに管理者としては思わざるを得ないということがあるんだと思います。それで言わせていただくと、町道の除雪をしたけれども、本当に東京周辺の国道幹線道の除雪が行われていないので、我がみなかみ町でも物流が途絶えたり、燃料が入らないということもありますので、広域的な除雪ということも町民の生活に直接響いてくるということが今回わかったのではないかなというふうに思っています。

したがって、管理者が誰であり、誰の責任ということは第一次の対応として重要ですけども、相互に協力し合うということもまた大事なことだろうと思っています。

議長（森下 直君） 林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

- 6番（林 一彦君） 国からまた県から依頼があればという話だったんですけども、17号という、湯宿温泉までは2車線おりるような除雪になっていましたが、赤岩温泉のところから永井に向かうところがみんな1車線ぐらだったということで、地元の業者の人も俺がかいてやりたいよだなんていう話もありましたので、結局そこがきれいになって通れるということになれば、国のためにでもありますし、地域のみなかみ町民のためにもなるということでございますので、災害警報なり何なりが出て対策本部なんかできたときは、その辺の対応というか考えもしていただければありがたいかなと。早く国土交通省と話がまとまって、国とうちの町で協働して国道の雪かきができて、早急な復旧に役立つというようなことになれば、本当にすばらしいことだと思っていますところでは。

ここからは、豪雪被害の支援に対する質問です。

隣の沼田市では、このたびの豪雪災害に対して5つの緊急支援策を展開いたしました。

1つ目は、市内全部、例えば後閑区ですとか猿ヶ京区ですとかといった区に一律10万円の豪雪災害対策支援金を交付しました。これは交付済みです。2つ目は、災害復旧緊急補助金といたしまして、豪雪による住宅や物置、カーポートなどの復旧、修復のために補助率30%、上限15万円を交付いたします。3つ目は、農業生産施設、パイプハウス、ガラスハウス、畜舎など、これに被害を受けた農家の方に災害見舞金を一律5万円、これを支給いたします。4つ目は、そういったハウスのビニールですとかという一般廃棄物の処分手数料を免除します。5つ目は、被災家屋に係る固定資産税の減免です。これが沼田市の支援策です。本町みなかみ町として、今回の豪雪被害に対する配慮をお聞かせください

い。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 農業施設の復旧については、また後ほどが必要があれば答弁させていただきます。

まず一番最初の話ですけれども、ビニールハウスの破損、雪害に伴う廃プラスチック、廃ビニール並びに古資材の処理、これについては町のほうで経費を持って処分するというについては既に決めておりますし、まだ出しておりませんが、今議会中にそれにかかわる経費については議会のほうに提案したいと思っております。

それ以外のものにつきましては、各区にこの間いろいろ除雪等やっていただいたので、支援金を出すのかというあたりについては、それぞれの地域でボランティアで今までやってきた方々に新たに給付するということによって、そのボランティアが崩壊しないか、あるいは今までボランティアでやってきたけれども、今回それについて支援金を受け取ったということで、今後周辺からその人は金を受け取るんだからやれよという形になると、せっかくの豪雪地帯としてのみなかみが持っている防災機能、これが損なわれることにならないようにしなければいけない。区に配らないと言っています。そういうふうにならない方法というのは何なんだろう、これについてはやはりちょっと知恵を絞らなければいけないだろう。知恵というのは執行部が絞るだけじゃなくて、本当に町民代表としての皆さん方、あるいは皆さん方からこういうのだったらいいという話があったというようなことをしながらやらざるを得ない。そうすると、各区にあした配りますという対応というのはなかなかできないんだというふうに思っているところです。これは今時点の考え方です。

ということで、繰り返しになります。みなかみは非常に広うございます。さっき言ったように、藤原の72センチ、いつものことだということで、当然被害が出ていない部分です。毎年同じような形で被害が出ていないところと、こうやって被害が出たところと、町が支援制度をつくるというときには、そういう気候条件じゃないという市町村とは違った難しい判断が求められると思っています。やらないという結論は出していませんけれども、やるにしてもなかなか難しい配慮が必要だというふうに思っています。繰り返しになりますが、多くの方の知恵を集めるしかないと思っていますので、よろしくお願います。

議長（森下 直君） 林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6番（林 一彦君） 先ほど沼田市の事例を報告させていただきましたけれども、それにならえと言っていることじゃなくて、そういう対策をとったということに対して、結構早い対応だったなというような気がしましたものですから、うちの町としても確実にですけれども、それでも早目な対応が望まれるのかなと思ったところです。

災害は本当にいつ何時起こるかわかりません。災害が起きたときの対応のシステムですとかマニュアルの作成、また情報提供の整備などを進めるより一層町民の安心・安全の生活のための施策を期待いたしまして、次の質問に移ります。

次の質問は、町内のホテル、旅館、食堂、商店などへのAED設置対策についてであ

ります。

AEDは自動体外式除細動器のことで、心臓の心室細動の際に、機械が自動的に分析を行い、必要に応じて電氣的なショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器であり、動作が自動化されておりますので、一般住民でも使用できるよう設計されているものであります。

我がみなかみ町は言われるまでもなく、観光を主幹産業とした観光立町です。町内のホテルや旅館、食堂、商店など多くがこのAEDを設置していれば、お客さんの安心・安全を考えているおもてなしのみなかみ町として評価をされると考えております。

また、地域の人々も近所のあの旅館や商店にAEDが置いてあるので、もしもの際はそこのを借りて、救急隊員や医師が駆けつけるまでに救命措置ができると安心すると思われれます。しかし、このAEDは高額で、1台30万円から50万円ほどしております。必要だということは重々承知していますが、なかなか買えないという事業者が多いと伺っております。

そこでAED購入のための助成が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

議長（森下 直君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） AEDが何かということについては林議員もよくご存じのとおりで、省略させていただきますけれども、今町内でいいますと、町の施設については、この建物支所を初め小学校、中学校のほか各種の教育関係の施設、あるいはこども園、幼稚園などのほか日帰り入浴施設、道の駅などに設置しておりますので、いわゆる町の関係する施設について34施設にAEDが装備されております。

そして、旅館、ホテル、これにつきましては、観光協会に聞き取ったところ、19の施設で23台設置されているということのようでございます。そして、スポーツ等をやっているときにAEDの必要性があるというようなことがありますので、スポーツ施設の代表としてスキー場に問い合わせました。9つのスキー場のうちの7つがAEDを既に設置しておるということです。それに比べまして、AEDの活用件数、これについては、消防署のデータですけれども、みなかみ町に対して救急出動したのは1,152件です。そのうちAEDを使用した件数が4件というふうに聞いております。すなわち救急車出動1,152件のうちの4件でAEDの使用があったということですが、これはいずれも救急隊員が救急隊が到着してから使用したということで、到着までの施設備えつけのAEDを使用していた件数というものはなかったというふうに聞いております。

こういうふうに、自動体外除細動器、まさにいざというときのためのものですから、だから要らないんだということにはなりませんけれども、今の状況を考えると、さっき申し上げたように、宿泊施設あるいは役場の施設、あるいはスキー場を代表とするスポーツ施設等には基本的には整備されているということですから、滞在時間等を考えると、商店であるとか食堂、それに町が力を入れて配備するというニーズまではまだないのかなと思っているのが率直なところでございます。

議長（森下 直君） 林一彦君。

（6番 林 一彦君登壇）

6 番（林 一彦君） 町長が申したとおり、AEDの使用件数が余りに多くては、それは困ることなんですけれども、そういう事業者のお話なんかを聞くと、そういうのを入れるのは保険をかけるようなものだとかお守りみたいなものだという人もいらっしゃいますけれども、それがあつたのとないのでは天と地ほど違いますので、これを整備していかなくてはならないなと私は感じております。

渋川市は市民の安心・安全のまちづくりを推進するとともに、観光客に安心して訪れてもらうことを目的に、公共施設へのAEDの設置を推進し、民間施設への設置についても推進してまいりました。その結果、平成24年3月時点で、市の公共施設として庁舎ですとか、小・中学校、社会教育施設などにAED設置施設94施設、台数で99台、その他民間施設として、温泉施設ですとかゴルフ場、旅館などに設置した施設が113施設、台数として165台となっております。特筆すべきが、そのAEDを使うための救急講習会、これの受講者数は延べ1万4,904人になっております。ぜひ先ほどの中で、4件使つた中で消防団員が使つたというようなお話の中で、ぜひそれを置いてあるところの従業員の方々へのAEDの使用講習会、そういった体験をぜひ重ねていただければありがたいなと思うところであります。

渋川市の場合には民間施設へのAEDの購入助成といたしまして、県によるところの観光千客万来支援事業で50%、残りを市と観光協会が負担したと伺つております。我が町このみなかみ町もたくさんのAEDを町内に配置して、設置している施設にはAEDのマークを玄関先にでも張つていただいて、また、そういった看板もつけて、こういうのを一生懸命推進しているんだという普及啓蒙していただいて、町民や観光客の方々に安心・安全を提供するみなかみ町ということを感じとつていただけるような施策を望むところであります。

ぜひ近い将来、すぐにでもこの安心・安全を提供するみなかみ町を感じていただけるようになることを期待させていただきまして、答弁は結構です。私の一般質問を結びとさせていただきます。

議長（森下 直君） これにて6番林一彦君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。10分間の休憩をいたします。

（14時22分 休憩）

（14時35分 再開）

議長（森下 直君） 再開いたします。

通告順序3 3番 林 誠 行 1. 防災無線について

議長（森下 直君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番林誠行君の質問を許可いたします。

（3番 林 誠行君登壇）

3 番（林 誠行君） 3番、林誠行です。どうぞよろしく申し上げます。

阿部議員、林議員と痛烈な質問で、その後3番手ということで、ちょっと幼稚な質問になっちゃうと思いますけれども、どうぞよろしく申し上げます。

今、東日本大震災の原子力発電所の事故を通して、改めて防災安全のまちづくりをどう進めるか問われていると言えます。2011年、私は区長をやらせていただいたとき、町の全区長が集まったときだったんですけども、大震災の後ということもあり、防災無線について聞こえないなどの声とともに、苦情、質問が出されておりました。その際、現在町全体で検討中だというような答弁がされておりましたと思います。

今回、防災無線について現在その進捗状況をお聞きしたいと思います。また、この第1次みなかみ町総合計画、これですけれども、後期基本計画の基本目標1の施策9、消防防災対策の強化があります。現状と課題に、情報提供手段について、月夜野地区、新治地区が防災行政無線、水上地区がオフトーク通信、三地区三様の方式になっている。町内全域整備する必要があるとしています。さらに、目的と基本方針に、災害情報を町内全域に迅速に提供できる体制を構築し、みなかみのオフトーク通信は電話回線を利用しているため、このサービスが2015年2月、ということは来年ですが、終了するとありますが、準備状況はいかがでしょうか。

議長（森下 直君） 町長答弁。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 防災無線等についてお答えさせていただきます。

今ご指摘いただきましたように、みなかみ町が発足しましたときに、旧3町村でそれぞれに整備が済んでいたということですので、みなかみ町も現在それぞれの設備機器を引き続き利用しているというのが現況でございます。現況について今若干のご指摘がございましたが、述べさせていただきますと、月夜野地区におきましては、平成4年から5年に導入いたしました日立製のアナログ式防災行政無線、水上地区におきましては平成5年度に導入いたしましたNTT回線を利用したオフトーク通信、そして新治地区におきましては昭和62年に導入されておりますが、東芝製のアナログ式防災行政無線という形になっております。それぞれ別のシステムで、またメーカーについても異なっております。したがって、運用についても別々に行っているというのが現況でございます。

いずれの設備機器についても今申し上げたように、導入から相当の年数を経過しておりますので、維持管理上、さまざまな問題を抱えているということがございます。ちょっとご説明させていただきますと、「防災つきよの」では各家庭に戸別受信機を貸し出しておりますけれども、メーカーに既に在庫がなく、町が注文してから生産するという受注生産体制になっており、早期の対応が難しくなっているというのが現況でございます。また、「防災にいはる」につきましては、機器の部品が既に生産しておりませんので、修繕するということにもまず部品を注文し、注文製造してもらってからでないとい修繕もできないという状況で苦慮しているところでございます。

そして、屋外スピーカーの放送というものの弱点というものが、ますます家の構造が密閉化する中で聞こえにくい、そうした中、豪雨等の災害時を考えると、屋外スピーカ

一では音がかき消されて防災行政無線として防災上の機能が不十分であるという結果もこれまで持っております。そして、水上地区のオフトーク通信については、お話がありましたように、NTTが平成27年2月末でサービスを終了するということが発表されています。NTTにその補填としてどのような考えがあるのか聞いてはおりますけれども、詳細な情報が提供されておられません。推測になりますけれども、NTTの企業としての事業展開の方向性というものを考えますと、なかなか十分な対応は難しいのかなという不安があるところです。そして、光回線が普及してきておるといふ事実がございまして、水上地区ではオフトークと共存できないため、光回線の加入に伴いましてオフトークの加入率が下がっており、現在40%程度しかカバーできていないということがあります。

これはもう既に今、林議員のご指摘のとおりでございまして、さてそれでどうするんだということが今答弁に求められているところでございます。今ご指摘いただいたことの繰り返しになりますが、みなかみ町新設時、既存の設備を生かして、そのときに全国瞬時警報システム、今言われていますJ-ALERTです。これで自動起動が可能であり、国が推奨しておりますデジタル式の防災行政無線ということなので、これに更新していこうという方向性がみなかみ町が新設したときに出されております。

具体的に検討いたしますと、本庁舎の一括操作で町内全域をカバーできるかどうか、あるいは必要とされる情報がそれぞれの地区に伝達できるかということを検討するという課題を持ちまして、平成19年に防災行政無線基本設計業務というものを発注いたしました。そして、ちょっと期間があきましたけれども、22年度には防災行政無線施設調査設計業務、これらをやりまして、電波伝搬調査、つまり電波がどう伝わるかということの実験調査をやらせてもらいました。そして、屋外拡声子局、それぞれスピーカーですけれども、その老朽化状況についても調査をさせていただきました。

これでわかったことは、町内全域をデジタル式防災行政無線で整備するというところで、概算工事費として十数億円というものがかかるということがわかりましたし、またご存じのとおり、この間、携帯電話が非常に広く普及し、そしてその通信技術も目まぐるしく進歩しているというのは現実でございます。特に、東日本大震災のときに携帯電話の弱点が出たということで、それらに対する補強というものは目覚ましい勢いで進んでおります。

これらのことから、今ご説明いたしましたデジタル式防災行政無線、これをやるんだということを確定した、これありきという形ではなくて、将来の社会情勢の変化に対応できる町に最適な情報伝達システム、これは何なんだということについて、経済性、合理性、あるいはその適切な整備の方法というものの検討を行ってきたというのが現状でございます。

そこまでのご質問でしたが、続けて言わせていただきますと、現在どういうふうに行っているかといいますと、防災行政無線、オフトーク通信にかわるものとして、携帯電話の登録制メールシステム、緊急速報メールの利用を進めているというのが現況でございます。登録制メール、これは事前登録が必要ですがけれども、町の全職員、加えまして消防団の全団員に登録してもらっています。また、住民の方の登録については各区5人以内という制限がかかっておりますけれども、登録していただいておりますし、先ほどから申して

おりますサービスが近く廃止されるオフトークの加入率が低下している水上地区については希望者全員が登録できるという形にしております。

そしてまた、事前登録をしなくてもいい緊急速報メール、これにつきましては、NTT、ドコモ、KDDI、ソフトバンク、それぞれのサービスが利用可能という町内の状況でございます。したがって、緊急速報メール対応機種を携帯されていますと、町内の人じゃなくてもエリアにいる方には災害情報等が発信されるという長所も一方ではございます。したがって、これらを活用するという方向性を考えているところです。

そして、オフトーク、これの代替として同じような機能を持っているのがテレドームというサービスがございます。昭和村が活用されているというふうに聞いておりますけれども、NTTが提供し、町が住民に提供したい情報をサーバーに登録することによって、情報を必要とする人が専用番号に電話して情報を取り出すというシステムです。このような形で今進めておるところです。そしてまた、先ほどJ-ALERTの話もしました。国の基本的なスタンスですけれども、情報伝達手段としては緊急情報は肌身離さず持ち歩く携帯端末で受け取り、防災行政無線やテレビ、ラジオ、広報車、これらについては情報を補うという位置づけが適切ではないかという見解に変わっているようでございます。したがって、今県内で防災行政無線のない自治体については、メールを中心に今申し上げたようなテレドーム、それに加えて広報車、これらを活用しているというのが現状でございます。

今説明したことに加えて、我が町としても広報車をどういう時点でどこに回すかといったようなことの足りないところを補うような方法、これはさらに加えていかなければいけないと思っております。携帯端末の普及が爆発的に広がりを見せて、そしてまたそれらの活用方法も多面的になってきているということがあります。そして、もう一点、先ほどみなかみ町内にいる人に住民でなくても情報提供できると言いましたけれども、逆の方向で、町民でそのときたま町内にいなくても、逆に携帯電話の登録をしていることによって情報が得られるというメリットもありますので、それらを中心にやっていくのが適切ではないかというふうに考えているところでございます。

ちょっと長くなってしまいましたし、質問のポイントを含みながら少し広げて答えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（森下 直君） 林誠行君。

（3番 林 誠行君登壇）

3番（林 誠行君） 町長さんのほうから先ほど十数億円という話が出ましたので、後のほうで紹介しようと思ったんですけども、ネットで拾ってみました。ふくおかコミュニティ無線というシステムが総務省から表彰されているというふうなネット紹介がありました。市町村規模で6万人なんだそうですけれども、対象としたシステムで約5億円かかるだろうと言われていたのが、1億5,000万円で可能だというような紹介がされていました。安くて従来にはない特長があるという紹介がされていたので、検討していただければと思っています。

先ほど、携帯電話、広範囲に個人個人にじかに情報を伝える手段、その有力なのが携帯

電話だというようなことも紹介されていますが、個人への情報伝達では有力は手段とされていますけれども、ただ、バッテリーだとか中継局が被災したというようなときは、その機能が甚大になるであろうというようなことも紹介されています。バッテリーなんか、うちなんかは持ち歩く人はいないだろうというようなことで、震災のときにも充電というようなことで10分だか15分だかかわりばんこだよということが紹介されていました。そんなふうなことも考えていただいて、検討していただければと思います。

あと一つは、屋外スピーカーの問題では、広範囲に伝えるスピーカーも出ているそうです。ちょっと驚いたんですけども、直径5キロぐらいは届くスピーカーがあるんだそうです。そのようなことも検討素材にさせていただいて、伊豆大島の土石流では避難のおくれが被害の拡大につながったと、聞こえなかったというようなことがあるそうです。地形だとか指向性とか、そういうのがいろいろ影響して聞こえなかったということなんですけれども、そんなふうな形で、ぜひよりよい施設をつくっていただければと思います。

これは総務省がまとめた資料だそうですが、災害時における情報通信のあり方に関する調査結果というのがあるんだそうですが、さきの東日本大震災では、57%の人が防災無線が聞こえなかったという回答をしているそうです。夢中になっているときには耳に入らないんだなというような感じもしています。

最後の質問ということでさせていただきますけれども、今回の豪雪で実際に私改めて孤立するというのは味わいました。ちょっと不安というようなことで、17号線、私、相俣ですけれども、浅地から上は交通どめだという知り合いからの電話がありました。確かに通行する車は戻ってくる車はありませんでした。永井で除雪車が立ち往生していると言いながら国交省の下請けの作業員が歩いて向かった人もいました。近くの嫁さんからは、町のホームページを開いてみたけれども、この雪に関しては何も出ていないというような話、私も国交省のホームページかなと思ってみたら、メンテナンス中と名古屋方面の固定カメラがつらら様の画面とあと水滴が映っただけのカメラですけれども、前橋や高崎方面などの情報はテレビで入るものの、町の身近な情報は入らない不安がありましたが、ある一面では土日だしなということも思っておりました。

今回の豪雪に関して町民への情報ということはいかがだったのでしょうか。一定のメッセージが流れたとしたら、月夜野、水上地域ではどのような情報が流されたのでしょうか。新治地域は防災無線は故障していたというようなことをお聞きしましたが、それらに対しても照合がないというようなことでの苦情はいかがだったのでしょうか。そのようなことですけれども。

議長（森下 直君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） ただいま何点かご指摘ありました。東日本大震災のときのバッテリーの話、中継基地の話、これについてはさっき述べましたように、この三、四年でもいわゆる使用時間は伸びておりますし、中継基地の欠点については、極めて早いペースでNTTなり各社が手当てをしているというふうに承知しているところです。またスピーカーでいいものがあるということについては、また勉強させていただきたいと思います。そして何よりも、どんな災害になっても避難のおくれというのが被害につながると。ご指摘のとおりだと思

っています。ですから、適切な形で適切な情報を提供しなければいけない。これは先ほどからお答えしているとおりでございます。そしてまた実際、孤立というものについては物理的な孤立もありますけれども、全く情報が入らないというのが一番の不安のもとだということのもご指摘のとおりだと思っています。

これらについて情報を提供するような方法をきちっとやっていかなければいけないと。今は全体としての具体の答えでございまして、今お話がありましたホームページ、これについて、今回も土曜、日曜だったからということではないと思っています。土曜、日曜でも役場並びに支所に、まずあるところに職員を集まってもらって対応しておりましたし、役場の電話は生きておりましたので、率直に申し上げて、多くの情報、要望、わかりやすくいうと、たくさん苦情が入ってきて、全部受けていました。もうちょっと具体的には総務課長のほうに後で答えさせますけれども、このことをご指摘のことはいちいちごもっともだと思っておりますし、全体としては前段でお答えしたような方向で情報提供のほうを考えていきたいというふうに思っておりますけれども、その中で検討課題がまだ幾つか残っているということのもご指摘のとおりと思っています。

そして、ホームページ等での情報提供ということになりますと、中身のコンテンツを常に新しくつくっていくということは最も大事なことです。これらについてもどの時点でどういうふうに更新していくのか、改めて今回の経験を生かして、住民の方になるべく多くの情報が提供できるように検討していきたいと思っています。具体的には総務課長のほうからお答えします。

議長（森下 直君） 総務課長篠田朗君。

（総務課長 篠田 朗君登壇）

総務課長（篠田 朗君） 情報の手段としては、メールでやらせていただきました。新治の防災無線が動かないということで、雪が降ってまもなくだったと思うんですけれども、それがなかった、通じなくて、そんな中で、実際うちのほうも情報を一生懸命集めていたんですけれども、実際国交省だとか、県の場合はメールでやりとりできたんですが、なかなか国道の部分については正直なところ、ちょっと情報が少なかったかなというふうに思っています。そんな中で、うちのほうでもホームページのほうは先ほどちょっとおっしゃったように、ちょっと若干情報が遅かったんですけれども、その後、随時更新して情報提供しているというような状況でございます。

議長（森下 直君） 林誠行君。

（3番 林 誠行君登壇）

3番（林 誠行君） ちょっと準備不足でなかなかあれだったんですけれども、ぜひ早目に防災無線の手当てをお願いして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（森下 直君） これにて3番林誠行君の質問を終わります。

散 会

議 長（森下 直君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

あすは午前9時より本会議を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（14時55分 散会）